

小規模保育事業

事業所内保育事業

# 子ども・子育て支援新制度令和4年度 説明テキスト

# 公定価格·向上支援費 延長保育事業·補足給付事業

令和4年4月版

こども青少年局保育・教育給付課

# 目 次

1	公定価格について	••
2	向上支援費について	55
3	延長保育事業について	69
4	実費徴収に係る補足給付事業について【給付対象施設向け】	81
	】教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げ(3%賃上げ助成)について ②】給付費の額の通知について【幼稚園・認定こども園・地域型保育事業のみ】	
	資料内の記述は、すべて案であり、市会での予算議決等を経て確定します。 かじめご了承ください。	

### 資格証・免許状の提出について

雇用状況表に記載の有資格者については、保育・教育給付課市内施設担当へ資格証・免許状を提出していただく必要があります。また、<u>資格証・免許状の登録年月日や授与年月日以前の期間は原則、有資格者として雇用状況表に記載することはできません</u>のでご注意ください。

### 1 提出日

### 令和4年4月5日(令和4年4月分の雇用状況表に記載の職員について)

- ※年度途中で新しく雇用、又は配属する職員については、その職員が記載された最初 の「雇用状況表」の提出までに送付をお願いいたします。
- ※令和3年度以前に在籍しており、<u>既に資格証・免許状が提出済みの職員については、</u> 提出は不要です。

### 2 提出が必要な資格証・免許状

職種別に必要書類の提出をお願いします。 ※<別表・職種別必要書類>を参照

### 3 幼稚園教諭免許状について

幼稚園教諭免許状は、保育士証と異なり、<u>有効期間又は修了確認期間が定められています</u>。幼稚園教職員として<u>配置基準に含めるためには必要に応じて更新手続きを行い、</u>有効な免許を所持している必要があります。

※平成21年4月1日より教員免許更新制が導入されており、平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状)には有効期限が定められています。平成21年3月31日以前に授与された免許状(旧免許状)には生年月日別に修了確認期限が定められており、更新には更新講習の受講等の手続きが必要になります。

### <参考> 新旧免許状と有効期間・修了確認期限について

所持免許状	有効期間・修了確認期限
1071 4 1 13 1後瑞五	有効期間が免許状に記載 ※有効期間は授与資格を得てから10年間になります。 ※ <u>平成29年度に有効期限を迎える方はいません</u> 。(最も早い方で平成31年度)
旧免許状あり (新免許状所持の場合	生年月日別に修了確認期限が設定されており、現職の教員については <u>一定の期間内に</u> 更新講習を受講し、更新手続きを行う必要があります。
1001 0 01 N an 1 T K 6	※更新講習を受講し、更新手続きが完了した方については、幼稚園免許状と併せて更新 講習修了確認証明書の提出をお願いします。

原則は上記の取扱ですが、一定の条件下で上記取扱いとは異なるケースもございます。 詳しい内容は以下をご参照ください。

『文部科学省 教員の免許に関するページ』 <a href="http://www.mext.go.jp/a menu/01 h.htm">http://www.mext.go.jp/a menu/01 h.htm</a>
『神奈川県 教員免許に関するページ』 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/life/3/10/61/">http://www.pref.kanagawa.jp/life/3/10/61/</a>

### 4 子育て支援員研修について

小規模保育事業B型に勤務する「保育士資格のない保育従事者」及び小規模保育事業 C型・家庭的保育事業に勤務する「家庭的保育者及び家庭的保育補助者」については、 子育て支援員研修(平成27年度以前は家庭的保育基礎研修)受講修了が必要となります ので、受講修了証の提出をお願いします。

※受講修了日の翌日より配置基準に含まれる職員として勤務が可能です。 ただし雇用状況表への記載は小規模保育事業B型・C型は受講修了日の翌月、 家庭的保育事業は受講修了日の翌日です。

### 5 注意点

有効な資格士証もしくは免許状の提出がされない場合は、当該職員を雇用状況表に記載することができず、給付上の職員配置に含めることができません。各種加算の要件に含めることもできませんので、既に雇用状況表に記載の職員につきましては、雇用状況表の差替え及び過誤再請求が必要になる場合がございます。

### <別表-職種別必要書類>

職種	必要書類	備考
管理者	①対象職員の履歴書	①か②のどちらかを提出
(小規模	②研修等受講修了書	※①については、児童福祉事業等に2年以上従事
保育事業		したことがわかるもの
及び事業		※管理者が変更になった場合は、再度提出をお願
所内保育		<u>いします。</u>
事業のみ)		
保育士	保育士証	・登録年月日より保育士として勤務可能
	※国家戦略特別区域限定保育	<ul><li>保母資格証明書、保育士資格証明書、試験合格</li></ul>
	士証を含む	通知書、指定保育士養成施設卒業見込証明書、保
		育士登録済通知書は保育士証等の代わりとはなり
		<u>ません。</u>
		・新卒や保育士試験合格者について、雇用状況表
		に記載の時点で保育士証が申請中の方は、「保育士
		登録済通知書」等をご提出いただき、保育士証が
		到着次第、保育士証の提出をお願いします。
看護師	看護師免許証明	・登録年月日より看護師(准看護師)勤務可能
(准看護師)	(准看護師免許証)	
栄養士	栄養士免許証	・免許証記載年月日より栄養士(管理栄養士)と
	(管理栄養士免許証)	して勤務可能
保健師	保健師免許証	・免許証記載年月日より保健師として勤務可能

幼稚園教諭

幼稚園教諭1種(2種) 免許状

※修了確認期限が過ぎている 場合は更新講習修了確認証明 ・幼稚園教諭免許状については、「3 幼稚園教諭 免許状について」をご確認ください。

### <雇用状況表記載の注意点>

書も提出

有資格者としての雇用状況表への記載は、<u>該当月1日以前の登録年月日・授与年月日となっている資格証・免許状を有する職員</u>が対象となります。

【例】保育士(登録年月日:令和4年4月10日)

<保育士として雇用状況表へ記載>※雇用状況表は該当月1日の状態を記載

令和4年4月分 ⇒×

令和4年5月分以降 →○

# 挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状及び基礎・認定研修等受講終了証は含みません。 ※★がついている挙証資料につきましては、令和3年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和4 年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

一人に一一人に	出(初めて加算適用甲請を	IJ,	777	<i>))</i>   (	יםי	チェークの原じしより。	T
加算種別	加算項目	ıl\	対 小規模B型	ıl\	家	举証資料	提出時期
公定価格	保育士比率向上加算		0			-	-
公定価格	資格保有者加算			0	0	-	-
公定価格	家庭的保育補助者加算				0	家庭的保育補助者(補助員)雇用実績報告書	請求月分の請求書提出時に添付
公定価格	家庭的保育支援加算				0	履歴書(写) 支援の内容等が確認できるもの(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	障害児保育加算	0	0	0	0	障害児保育対象児童等加配区分認定(変更) 通知書(写) 障害児保育教育対象児童等申請·認定確認書 (写)	加算適用申請を行う当月15日まで
八古年	4.0.0.4.m	_	_			休日保育実施兼加算適用届出書	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	休日保育加算	0	0			休日保育利用児童実績報告書	加算対象月の翌月15日まで
公定価格	減価償却費加算	0	0	0	0	建物を整備又は取得した際の契約書類(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	賃借料加算	0	0	0	0	賃貸借契約書(写) ※変更・更新等があった場合は変更後のもの	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	管理者を配置していない場合	•	•	•		-	-
公定価格	連携施設を設定しない場 合(減算項目)	•	•	•	•	-	-
公定価格	食事の提供について自園 調理又は連携施設等から 搬入以外の方法による場 合(減算項目)	•	•	•	•	-	-
公定価格	土曜日に閉所する場合(減 算項目)	•	•	•	•	-	-
公定価格	定員を恒常的に超過する 場合	•	•	•		_	-
公定価格	冷暖房費加算	0	0	0	0	-	-
公定価格	栄養管理加算	0	0	0	0	-	_
公定価格	施設機能強化推進費加算	0	0	0	0	施設機能強化推進費加算申請書 申請製品がわかるカタログ、パンフレット等(写) 施設機能強化推進費加算報告書 取組みに要した経費がわかる領収書(写)等	令和4年12月末まで 令和5年3月15日まで
						第三者評価受審加算申請書	   令和4年12月末まで
公定価格	第三者評価受審加算	0	0	0	0	第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写)	令和5年3月15日まで
向上支援費	保育者業務支援事業費助成	0	0	0	0	-	-
向上支援費	食育推進助成	0	0	0	0	-	-
向上支援費	食育推進助成(休日)	0	0			休日保育実施兼加算適用届出書	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	アレルギー児童対応費	0	0	0	0	★アレルギー児童数報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
					l	<u>Δ</u>	<u>l</u>

# 挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状及び基礎・認定研修等受講終了証は含みません。 ※★がついている挙証資料につきましては、令和3年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和4年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

		3	対象	施討	ž		
加算種別	加算項目	小規模・事業所内A型	規模B	小規模C型	家庭的	举証資料	提出時期
向上支援費	産休等代替職員雇用費	0	0	0		・産休等代替職員雇用費実績報告書 ・産休等職員の賃金の全額を支給することがわかる就業規則又は労働契約書(写) ・産前産後休暇の期間がわかる就業規則(写) ・産休等職員の雇用契約書等(写)等 ・産休等職員の妊娠証明書、医師の診断書又は母子健康手帳(写) ・出産日を証する書類(写) ・産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	障害児等受入加算	0	0	0	0	障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)もしくは医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写) 障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	障害児等受入加算(休日)	0	0			障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)もしくは医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写) 障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	被虐待児童対応費	0	0	0		休日保育利用児童報告書 被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定	加算対象月の翌月15日まで 開助 15日まで 加算適用申請を行う当月15日まで
		_	_	)		通知書(写)	加井旭川で明を刊プヨガルロよく
向上支援費	看護職雇用加算	0	0	_		-	-
向上支援費	保育士等雇用対策費	0	0	0	0	-	_
向上支援費	補助員雇用費			0	0	家庭的保育補助者(補助員)雇用実績報告書 (第6号様式) ※家庭的保育事業のみ	-
向上支援費	家庭的保育者1名分加配加算			0		-	-
向上支援費	安全な保育を実施するた めの職員雇用費	0	0			-	-
	100×1E(113					第三者評価受審加算申請書	令和4年12月末まで
向上支援費	第三者評価受審費助成	0	0	0	0	第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写)	令和5年3月15日まで
延長保育事業費	延長保育実施加算(平日)	0	0	0	0	-	-
延長保育事業費	延長保育実施加算(土曜)	0	0	0	0	-	-
延長保育事業費	延長保育従事職員雇用費	0	0	0	0	-	-
延長保育事業費	調理人雇用費	0	0	0	0	-	-
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算	0	0	0	0	-	_
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費	0	0	0	0	AB階層減免費内訳報告書	請求月分の請求書提出時に添付
延長保育事業費	延長保育実施加算(休日)	0	0			休日保育実施兼加算適用届出書	加算適用申請を行う当月15日
延長保育事業費	調理人雇用費(休日)	0	0			休日保育実施兼加算適用届出書	加算適用申請を行う当月15日
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算(休日)	0	0			休日保育実施兼加算適用届出書 休日保育利用児童報告書	加算適用申請を行う当月15日

# 挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状及び基礎・認定研修等受講終了証は含みません。 ※★がついている挙証資料につきましては、令和3年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和4 年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

十月に十月日に	十尺に十尺と近山(物の)(加井旭川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・								
加算種別	加算項目		規	小規	家	举証資料	提出時期		
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費 (休日)	0	0			AB階層減免費内訳報告書 休日保育利用児童報告書	加算適用申請を行う当月15日		
その他	補足給付	0	0	0	0	補足給付確認書 補足給付対象物品を購入した際の業者からの 領収書等(写)	加算適用申請を行う当月15日まで		

### 1 公定価格について

本資料内の記述は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定します ので、あらかじめご了承ください。

公定価格には基本分単価のほか、各事業所からの申請に基づき市が認定する加算がありますので、各項目について確認し、<u>申請に必要な様式の作成と要件確認のための挙証資料</u>の準備・作成等をお願いします。

## <令和4年度の変更点について>

### (1) 人事院勧告を受けての単価改定

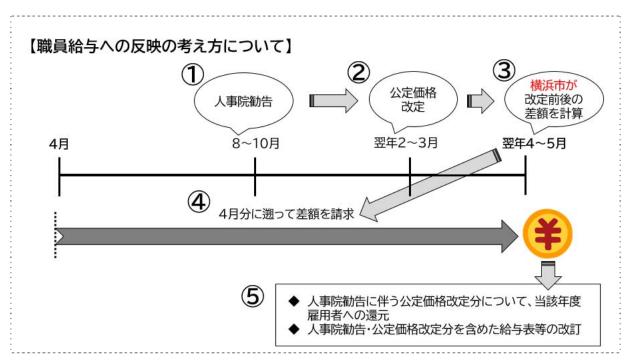
公定価格の単価のうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定しています。令和3年度の国家公務員給与の改定を踏まえ、令和4年4月分の公定価格(令和4年度の単価表)に対して年額人件費▲0.9%程度の反映を予定しています。(令和3年度の公定価格の減額改定は行いません。)

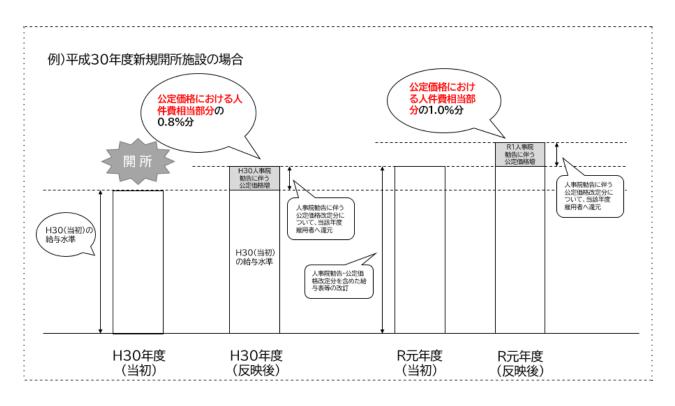
なお令和4年4月から9月の間、上記の減額分(人件費▲0.9%)に対応する金額については、横浜市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に合わせて補助します。令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定です。詳細については89ページの【参考1】教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げ(3%賃上げ助成)をご確認下さい。

### 【参考】

公定価格の単価のうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定しています。 毎年、人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定を踏まえ、年度途中に公定価格が改定されてい ます。単価変更の趣旨をご理解いただき、職員給与への反映をお願いします。

職員給与への反映の考え方について(~令和元年度)≪増額改定の場合≫





### I 地域区分等

### 1 地域区分

事業所の所在する地域(市町村)に応じて8区分設定されています。

横浜市は、16/100 地域 が適用されます。

また後述の減価償却費加算、賃借料加算の地域区分は以下となります。

減価償却費加算:都市部

賃借料加算:a地域·都市部

### 2 定員区分

事業所の利用定員に応じて区分設定されており、利用定員(※)の合計人数に応じた区分を適用します。

### 【小規模保育事業A型·B型、小規模型事業所内保育事業】

事業所の利用定員に応じて2区分設定

6~12人 13~19人

### 【小規模保育事業C型】

事業所の利用定員に応じて2区分設定

6~10人 11~15人

- (※)利用定員:給付対象とする利用者の定員。認可定員と一致することを基本とする。 認可定員:施設・設備や職員配置等に基づく定員
- (※)利用定員が見直された場合、公定価格単価の適用が変更される可能性があります。令和4年度公定価格単価表を本市のHP等でご確認ください。

### 3 認定区分

利用子どもの認定区分に応じて区分を適用します。 (3号のみ)

### 4 年齢区分(小規模保育事業C型は除く)

利用子どもの満年齢に応じて 2 区分( $1\sim2$  歳児、乳児)を適用としますが、運用上、年度初日の前日における満年齢に基づき区分します。(公定価格単価表調整額欄((注)の欄)に定める額が適用)

そのため、利用調整のクラス年齢同様、年度の途中で誕生日を迎えた場合でも、年度初日の前日の満年齢の区分を適用しますので、年度内に年齢区分の単価変更は生じません。

### 5 保育必要量区分

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用します。 (保育標準時間認定(11時間)、保育短時間認定(8時間))

### Ⅱ 基本部分

### 6 基本分単価

### (1)額の算定

「地域区分等」に応じた子ども1人当たりの月額単価で単価表に定められた額です。 基本分単価には次の内容が含まれます。また、職員の管理費や子どものための保育 費用も基本分単価に含まれます。

基本分単価において、充足すべき職員数を満たしたうえで、それぞれの加算等において求める職員数を充足することが必要です。

### <基本分単価に含まれる項目>

		子間に日まれての項目と									
区分		内容									
事	人	(1)常勤職員給与									
務費	件費	①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当									
貝		②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手									
	注	当、住居手当、通勤手当等)									
		③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等)									
		(2)非常勤職員雇上費									
		①嘱託医、嘱託歯科医手当									
		②非常勤職員雇上費(保育士、保育従事者、事務職員、調理員)									
	③年休代替要員費										
④研修代替要員費											
管 <職員の数に比例して積算しているもの>											
理 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力付費 費 以表 2000											
		<子どもの数に比例して積算しているもの>									
		保健衛生費									
		< 1 事業所当たりの費用として積算しているもの>									
補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費											
事業	費	<生活諸費>									
		一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *主食費、副食費									

### (2) 基本分単価に含まれる職員構成

<u>基本分単価に含まれる</u>職員構成は以下のとおりであることから、これを充足してください。

### (ア) 保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の数であること。

i 年齢別配置基準

### 【小規模保育事業A型、小規模事業所内保育事業A型】

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

**上記はすべて保育士であること。**(注)確認に当たっては以下の算式によること。

### <算式>

 $\{1, 2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))\}+ {乳児数×1/3(同)}+1=配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)$ 

### 【小規模保育事業B型】

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

<u>上記のうち、2/3以上は保育士であること。それ以外の保育士資格のない保育従事者は、</u>「家庭的保育基礎研修」又は「子育て支援員研修」の受講修了者であること。

(注)確認に当たっては以下の算式1(保育従事者数)、算式2(保育士数)によること。

### <算式1>

 $\{1, 2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))\}+ \{乳児数×1/3(同)\}+1=配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)$ 

### <算式2>

配置基準上保育従事者数×2/3=配置基準上保育士数(小数点以下切り上げ)

### 【小規模保育事業C型】

家庭的保育者及び家庭的保育補助者

子ども3人につき家庭的保育者1人(家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人)

※家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、保育士資格の有無に関わらず、「家庭的保育基礎研修」又は「子育て支援員研修」の受講修了者であること。

### ii その他

- a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人(小規模 保育事業A型にあっては保育士)
- b 上記iの保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定(注)
- (注) 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

### (イ) その他

i 管理者

1人。

(注)管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

<同等以上の能力を有すると認められる者の例示> 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

- ii 非常勤調理員等(注)
  - (注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員 を置かないことができる。
- iii 非常勤事務職員(注)
  - (注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。
- iv 嘱託医·嘱託歯科医

### (3)連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等設備運営基準第6条第1項に定める連携施設に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、IVの14よる調整が行われること。

※事業所内保育事業の従業員枠の子どもの場合は、基本分単価の額に定められた調整率 (84%)を乗じた額となります。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。(事業所内⑦)

### Ⅲ 基本加算部分

### 7 処遇改善等加算 I

職員の経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算します。詳細は子ども・子育て支援新制度令和4年度説明テキスト処遇改善等加算 I、II及び職員処遇改善費~制度編~のテキストをご参照ください。

### 【処遇改善等加算 I の単価が設定されている加算項目】

- ◇障害児保育加算 ◇保育士比率向上加算
- ◇休日保育加算 ◇資格保有者加算
- ◇夜間保育加算 ◇栄養管理加算

### 【処遇改善等加算 I 単価が設定されている減算項目】

- ◇食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合
- ◇管理者を配置していない場合
- ◇土曜日に閉所する場合
- ◇定員を恒常的に超過する場合

### 8 保育士比率向上加算 【B型のみ】

### (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

□年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が 3/4 以上である。

### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書(第4号様式)	
雇用状況表(第2号様式)	

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた児童1人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算Iの適用あり)

### 9 資格保有者加算【C型のみ】

### (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

□家庭的保育者が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有している。

### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算·調整項目届出書(第4号様式)	
雇用状況表(第2号様式)	
家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証	
又は准看護師免許証 (写)	

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び資格保有者の人数に応じた児童1人あたりの単価で算定されます。(処遇改善等加算Iの適用あり)

### 10 障害児保育加算

### (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

- □障害児(注)が在籍しており、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2 人につき1人とする配置基準を満たしている。
- ※その際の計算に当たっては、年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算 定すること。
- (注) 市町村が認める障害児(特別支援児を含む)とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

### 【小規模保育事業A型、小規模事業所内保育事業A型、小規模保育事業B型】

<算式>

 $\{1, 2歳児数(障害児を除く)×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))<math>\}$  +  $\{$ 乳児数(同)×1/3(同) $\}$  +  $\{$ 障害児数×1/2(同) $\}$  +  $\}$  =配置基準上保育士・保育従事者数(小数点以下四捨五入)

### 【小規模保育事業C型】

<算式>

 ${ \{ グループの利用子ども数(障害児を除く) <math>\times 1/5 \ (小数点第1位まで計算) \} }$ 

- + {障害児数×1/2 ( " ) }
- =必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)

※向上支援費の「障害児等受入加算」で、公定価格における「障害児保育加算」の支給額との差額(処遇改善等加算 I を除く)を助成しています。詳細は61ページをご確認ください。

### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算·調整項目届出書	
(第4号様式)	
雇用状況表	
(第2号様式)	
障害児保育教育対象児童等加配区分	
認定(変更)通知書(写)	
障害児保育教育対象児童等申請・認定確認 書(施設・事業者 →保護者説明用)(写)	【障害児・特別支援児の場合のみ】 保護者へ説明し、署名をもらった確認 書の写し

### (3) 加算額の算定

加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価に 1 の (2) で認定した加算数 $\times 100$  を乗じて得た額を加えた額とする。

### 11 休日保育加算

### (1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす事業所に加算します。

- □休日保育実施施設として横浜市に届出ている。
- □横浜市休日保育実施要領で定める職員配置基準を満たしている。
- □対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等の提供を行っている。
- □対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもである。

### (2) 加算額の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書	
(第4号様式)	
休日保育実施兼加算適用届出書	kd-kyujitsuhoiku@city.yokohama.jp
	にデータを添付して提出。(当該年度
(第 10 万塚八)	で初めて請求する月の15日まで)
休日保育利用児童実績報告書(第7号様	kd-kyujitsuhoiku@city.yokohama.jp
式)	にデータを添付して提出。(加算対象
	月の翌月15日まで)

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び『休日保育実施兼加算適用届出書』により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下、「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価に加算率を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とする。(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

※延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4人と計算すること。

※休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設 以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

### 12 減価償却費加算

施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する事業所に対して、 施設の所在する地域(横浜市は都市部、(3)参照)に応じて減価償却費の一部を加算し ます。

### (1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす事業所に加算します。

- □事業の用に供する建物が自己所有である。(注1)
- □建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。
- □建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」 という。)の国庫補助金の交付を受けていない。(注2)
- □賃借料加算の対象となっていない。
  - (注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場合も自己所有(本園または分園)の建物の延べ面積が施設全体(本園+分園)の面積の50%以上であること。
  - (注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する<u>改修等を行った場合</u>には、「建物の整備に当たって、整備費等の国庫補助金の交付を受けていない」に該当することとして差し支えない。
    - ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
    - ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
    - ③1施設当たりの改修に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である上記①~③要件全てに該当する場合は、こども青少年局保育・教育給付課市内施設給付担当にご連絡頂き、関係課に確認が出来次第回答致します。

### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書(第4号様式)	
建物を整備又は取得した際の契約書類(写)	

### (3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。 横浜市は都市部に該当します。

- ※加算額の区分(2区分(標準・都市部))
- ※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

### 13 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業所に対して、施設の所在する地域(横浜市は a地域・都市部 (3) 参照)に応じて賃借料の一部を加算します。

### (1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす事業所に加算します。

- □事業の用に供する建物が賃貸物件であること(注)
- □賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- □「小規模保育設置促進事業(賃貸料補助)」等の国庫補助(ただし、「認可保育所等設置支援事業の実施について」に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
- □減価償却費加算の対象となっていないこと
  - (注)施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場合も賃貸(本園または分園)の建物の延べ面積が施設全体(本園+分園)の面積の50%以上であること。

### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書	
(第4号様式)	
賃貸契約書(写)	賃貸契約に変更・更新があった場合は、
	変更後の賃貸契約書(写)

### (3)加算の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

横浜市はa地域・都市部に該当します。

※加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))

※都市部: 4月1日現在の人口密度が 1000 人/k m<sup>2</sup>以上の市町村

### IV 加減調整部分

### 14 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合、基本分単価に含まれる連携施設に係る費用を調整します。

### (1)調整の適用を受ける事業所の要件

以下の要件に該当する事業所について調整を適用します。

□連携施設を設定していない。

### (2)調整の適用を受ける事業所の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書	
(第4号様式)	

### (3)調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

### 15 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外(給食の外部搬入等)の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整します。

### (1)調整の適用を受ける事業所の要件

以下の要件に該当する事業所について調整を適用します。

□事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各 号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法により食事の提供を行っている。

### (2)調整の適用を受ける事業所の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書	
(第4号様式)	

### (3)調整額の算定

金額は、適用される基本分単価及び処遇改善等加算 I の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

### 16 管理者を配置していない場合

運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている管理者を配置していない 事業所に調整を適用します。

### (1)調整の適用を受ける事業所の要件

管理者が以下のいずれかに該当する場合に適用します。

- □その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の 能力を有すると認められる者でない。(注2)
  - (注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

□常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従していない。

(少なくとも1日6時間以上かつ月20日以上施設に勤務する者でなければ常時実際にその施設の運営管理の業務に専従しているとみなせず、減算の対象となります。)

(1日6時間以上かつ月20日以上勤務していたとしても、2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合、又は保育のローテーションやシフトに入っている場合は、その施設の管理者として運営管理の業務に専従していないとみなします。)

- ※管理者が長期(2週間以上)で不在となる場合には、こども青少年局保育・教育給付課市内施設給付担当までご連絡ください。
- □給付費等からの給与支出がなく、有給でない。

### (2)調整の適用を受ける事業所の認定

調整の適用にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書	
(第4号様式)	

### <参考>

### 管理者が要件を満たした場合には、下記必要書類をご提出ください。

<u>必要書類</u>	備考
1. 対象職員の履歴書(写)	⇒1か2のどちらかを提出
	※1については、児童福祉事業等に2年
2. 研修等受講修了書(写)	以上従事したことがわかるもの
	※管理者が変更になった場合は、再度提
	出をお願いします。

### (3)調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた児童1人あたりの単価で算定されます。

### 17 土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整します。

※小規模保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所することは原則できません。その場合は、国より当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこととされています。

### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

以下のいずれかの要件に該当する事業所について、調整を適用します。

- □事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。 以下同じ。)に係る保育の利用希望が無い(注1)などの理由により、当該月の土 曜日に閉所する日がある(注2)。
- □本市に土曜日の開所時間が11時間未満である旨を届け出ている。
  - (注1)開所していても、保育の提供がない場合には閉所しているものとして取り扱います。
  - (注2) 閉所日数は当月1日時点の状況(予定)により判断します。ただし、閉所予定だったが、保護者からの希望等により開所に至った場合は開所日として取り扱います。

- ※「利用者のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間のみ開所し保育を提供する場合」は、保育の利用希望があり、保育の提供があるものとして取り扱います。
- ※「保育の利用希望が無く保育を提供しない日」については開所・閉所を問わず、「閉所」扱いとなり、調整の適用対象となります。土曜日共同保育を実施している場合であっても、自園の子どもに対して保育の提供が行われていない場合は、閉所しているものと取り扱われます。(A園とB園との共同保育を、A園が実施園であるが、B園の在籍児しか利用がない場合、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。)

また、保育所等の本園と分園で土曜日共同保育を実施し、本園と分園のいずれかで保育の提供が行われている場合は、保育所等の本園と分園は開所しているものとして取り扱います。

※開所時間の変更については、各施設・事業種別の「延長保育事業実施(変更)届」 にて行ってください。

### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算·調整項目届出書	
(第4号様式)	

### (3)調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価、処遇改善等加算 I 及び障害児保育加算及び夜間保育加算の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てます。)

単価(基本分単価+処遇改善等加算 I +障害児保育加算+夜間保育加算) ×当該月の土曜日に閉所する日数に応じた割合(定員区分より異なる)

### V 乗除調整部分

### 18 定員を恒常的に超過する場合

(注) 令和2年度より適用あり ※平成27~令和元年度は適用なし

### (1)調整の適用を受ける事業所の要件

以下の要件に該当する施設について、調整を適用します。

□直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上(同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するもの(以下本項において「特定事業所」という。)にあっては133%以上)の状態にある。

### (注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、 利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保 育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

### (注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

### (2)調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算·調整項目届出書	
(第4号様式)	

- (イ) 調整の適用を受ける施設について、下記のいずれかに該当する場合、調整の適 用がなくなります。
  - □指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合(注3)(注4)
  - □地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均所在率が 120%以上(特定事業所にあっては133%以上)の状態にならないものと認めら れる場合(注5)
  - (注3) 見直し等が行われた日の属する月の翌月(ただし、月初日に見直しを行った場合は当月) から調整の適用がなくなります。
    - 例 見直し等が行われた日が4月1日の場合は4月から、4月2日の場合は 5月から調整の適用がなくなります。

- (注4) 利用定員の見直しを行う際には、所在区こども家庭支援課にご相談のう え、こども施設整備課へ報告を行ってください。
- (注5)「公定価格加算・調整項目届出書」を提出した月から調整なしとなります。 ただし、翌月の月初在籍児童数が増え、在所率が「120%以上(特定事業 所にあっては133%以上)」であることが確認できた場合は、前月の申し出 内容が誤りであったものと判断し、遡って調整の適用対象となります。

### (3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される事業所における「基本分単価から土曜日に閉所する場合」の額については、それぞれの額の総和に地域区分及び定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

### Ⅵ 特定加算部分

### 19 処遇改善等加算Ⅱ

副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を加算します。

詳細は子ども・子育て支援新制度令和4年度説明テキスト処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び 職員処遇改善費~制度編~のテキストをご参照ください。

### 20 冷暖房費加算

冷暖房費について、所在する地域に応じて全ての事業所に加算します。 加算額は、地域の区分に応じた額で、横浜市は110円(その他地域)です。

### 21 栄養管理加算

### (1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている事業所に加算します。

- □食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動(注2)を継続して行っている。
- (注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。
- (注2) 食育等に関する活動とは、児童や保護者を対象とした食育に関する講座や食育 活動 等とする。

### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書	
(第4号様式)	
雇用状況表	
(第2号様式)	

### (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

- (ア)配置(注1)定められた基本額と、処遇改善等加算Iの単価に加算率×100を 乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合 計)で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、加算します。
- (イ) 兼務(注2) 定められた基本額と、処遇改善等加算 I の単価に加算率×100を 乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合 計) で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、加算します。
- (ウ) 嘱託(注3) 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額を 児童一人あたりの単価とし、加算します。
  - (注1)本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合をいい、「兼務」に該当する場合を除く。 ※派遣の場合を含む。
  - (注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に 係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。
  - (注3)「配置」又は「兼務」に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士と しての業務を嘱託等する場合をいう。

例:・法人本部で雇用する場合(※)

- ・調理業務を委託し、受託事業者に栄養士がいる場合
- (※) 法人本部で雇用する場合であっても、法人本部で雇用する 栄養士が、各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている 場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、 食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」(「兼 務」に該当する場合を除く)となる。なお、単に各施設へ 赴くのみならず、個々の子どもの喫食状況、発育・発達状 況等に基づく食事の提供や、育児相談、他の職種の職員と 協働した食育の推進、衛生面に配慮した調理工程の確認・ 見直し等を施設に配置されている場合と同様に行うこと。

### Ⅲ 3月のみの加算項目

### 22 施設機能強化推進費加算

### (1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を2つ以上実施している事業所に加算します。

□施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行っている。

### 【対象事業等】①~⑤で2つ以上実施していること

- □① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又は保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位四捨五入)が1人以上いること
- □② 横浜市一時保育事業(一般型)を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の非定型的保育又は緊急保育又はリフレッシュ保育利用者数が1人以上(見込み)いること
- □③ 病児・病後児保育事業を実施していること
- □④ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して0歳児が3人以上 利用していること
- □⑤ 当該年度の4月から11月までの間に障害児保育教育対象児童又は 特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用 していること

(当該加算申請時に、障害児保育対象児童又は特別支援対象児童について申請中だが認定決定がされていない場合は保育・教育給付課市内施設給付担当までご相談ください。)

※①②については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。

### (注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

### (注2) 取組に必要となる経費

取組に必要となる経費の総額が、16万円以上(税込み)見込まれること。16万円未満は対象外。経費の支払いは、当年度内に限る。

### (注3) 支出対象経費

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)

### 【参考】

	保育・教育で使用する		防災で使用する	
機能を強化する	・テレビ・DVDレコーダー	\/	・防災教材・防災ヘルメット	
	・トランシーバー・拡声器等	X	・LEDヘッドライト等	$\bigcirc$
備えておくべきもの	<ul><li>・ベビーカー</li><li>・おんぶ紐</li></ul>	\/	・非常食(備蓄)・消火器	\ \
	・スコップ・防炎カーテン等	X	・救急箱 ・懐中電灯等	X

※令和4年度の対象物品詳細については、年度途中に本市よりご連絡させていただきますので、内容をご確認の上、対象物品一覧より申請・購入をお願いいたします。

### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

### 【手続き①申請 令和4年12月末期限】

必要書類	備考
施設機能強化推進費加算	
(申請・報告) 書(第8号様式)	
	⇒製品名、金額及び製品のスペック
	が確認できるもの
申請製品がわかるカタログ、パンフレッ	※申請書の金額がカタログ等と異な
ト等 (写)	る場合は別途見積書等で申請書の金
	額が確認できるものが必要となりま
	す。

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。 加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

### 【手続き②報告 <u>令和5年3月15日期限</u>】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書	
(第4号様式)	
施設機能強化推進費加算	
(申請・ <mark>報告</mark> ) 書(第8号様式)	
取組みに要した経費がわかる領収書	⇒製品名、金額が確認できるもの
(写)等	

- (注) 申請書提出後、加算が「可」となった施設について、以下に該当する場合は 当該加算の対象外となります。
  - ・報告時に合計金額が16万円未満となっている場合
  - ・申請時と異なる物品を購入された場合
  - ・支払日(領収書の日付)が令和4年4月1日から令和5年3月31日以外に なっている場合

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

### 23 第三者評価受審加算

### (1)加算の要件

以下の要件を満たしている事業所に加算します。

- □「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が定める評価基準に沿って、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。
  - ※受審をした当該年度内に受審費用の支払いが済んでいるものに限ります。
  - ※受審は令和4年度中に済んでいるが、支払日が令和5年4月以降になった場合は 令和5年度に加算の対象となります。
- **※加算の5年に1回の起算点及び加算対象年度**については、以下の例示をご確認ください。

### 【加算対象年度の考え方の例示】

- ・ 平成29年度が受審年度かつ加算対象年度
  - ⇒令和4年度が次回の加算対象年度(受審費用の支払いが5年度であれば加算年度 も5年度となります。)
- ・平成29年度が受審年度だが平成30年度が加算対象年度
- ⇒令和4年度内に受審し、受審費用も令和4年度内に支払い済みであれば加算対象年度は4年度となります。(受審費用の支払いが5年度であれば加算年度も5年度となります。)
- ※公定価格で加算する額とは別に、横浜市保育・教育向上支援費において、第三者評価を受審した場合の助成を行います。
  - <参照>「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が認証する評価機関一覧 http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/318c3db710a1f9157afe5733d4b9a06a

### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

### 【手続き①申請 令和4年12月末期限】

必要書類	備考
第三者評価受審加算( <mark>申請</mark> ・報告)書 (第5号様式)	申請時は、「2 受審費用について」は未記入です。

### 【手続き②報告 令和5年3月15日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式)	
第三者評価受審加算(申請・ <mark>報告</mark> )書 (第 5 号様式)	
受審費用の支払いに係る領収書(写)	当該年度内に支払われたものに限ります

(注) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。) が行われることが確認できる場合は本加算の対象となります。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

# 令和4年度 小規模保育事業 (A型) (保育認定) 公定価格単価表

				保育必要	量区分⑤	ī	処遇改善	等第加算 I
地域	定員	認定	年齢区分	保育標準時間認定	保育短時間認定		保育標準時間認定	保育短時間認定
区分	区分	区分		基本分単価 (注)	基本分単価 (注)		(注)	(注)
1	2	3	4	6	6	<u> </u>	7	<b>7</b>
	6人 から	3号	1、2歳児	210, 600 (288, 240)	205, 980 (283, 620)	+	2,000 (2,770) ×加算率	1,950 (2,720) ×加算率
20/100	12人 まで	3.5	乳児	288, 240	283, 620	+	2,770 ×加算率	2,720 ×加算率
地域	13人 から	3号	1、2歳児	165, 610 (243, 250)	162, 690 (240, 330)	+	1,550 (2,320) ×加算率	1,520 (2,290) ×加算率
	19人 まで	35	乳児	243, 250	240, 330	+	2, 320 ×加算率	2, 290 ×加算率
	6人 から	3号	1、2歳児	205, 430 (280, 750)	200, 800 (276, 120)	+	1, 940 (2, 690) ×加算率	1,900 (2,650) ×加算率
16/100	12人 まで		乳 児	280, 750	276, 120	+	2,690 ×加算率	2,650 ×加算率
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	161, 480 (236, 800)	158, 560 (233, 880)	+	1,500 (2,250) ×加算率	1, 470 (2, 220) ×加算率
			乳  児	236, 800	233, 880	+	2, 250 ×加算率	2,220 ×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	204, 130 (278, 870)	199, 510 (274, 250)	+	1,930 (2,670) ×加算率	1,880 (2,620) ×加算率
15/100			乳 児	278, 870	274, 250	+	2, 670 ×加算率	2,620 ×加算率
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	160, 450 (235, 190)	157, 530 (232, 270)	+	1, 490 (2, 230) ×加算率	1, 460 (2, 200) ×加算率
			乳 児	235, 190	232, 270	+	2, 230 ×加算率	2, 200 ×加算率
	6人 から 12人	3号	1、2歳児	200, 250 (273, 250)	195, 630 (268, 630)	+	1,890 (2,620) ×加算率	1,850 (2,580) ×加算率
12/100 地域	12八 まで		乳 児	273, 250	268, 630	+	2, 620 ×加算率	2,580 ×加算率
AU 40%	13人 から 19人	3号	1、2歳児	157, 350 (230, 350)	154, 430 (227, 430)	+	1, 460 (2, 190) ×加算率	1, 430 (2, 160) ×加算率
	まで		乳 児	230, 350	227, 430	+	2, 190 ×加算率	2, 160 ×加算率

地域	定員	認定				통児保育加算 要な利用子どもの単6	面に加算			休日	保	育加算			
区分	区分	区分	年齢区分		(22)	処遇改善等	加算I					処遇改善等 加算 I			
1	2	3	4		(注)	(注)   ⑨					10				
				] [				7 (	休日保育の年間延べ利用	子ども					
			1、2歳児	+	155, 290 (77, 640)	1, 550 (770)	×加算率		数 ~ 210人	265, 100		2,650×加算率			
	6人 から								211人~ 279人	284, 000		2,840×加算率			
	7.5 12人 まで	3号							280人~ 349人	321, 900		3, 210×加算率			
	2.0		乳 児	+	77, 640	+ 770	×加算率		350人~ 419人	359, 800		3,590×加算率			
00 /400									420人~ 489人 490人~ 559人	397, 800 435, 700		3,970×加算率 4,350×加算率		各月初日の	
20/100 地域				1				+	560人~ 629人	473, 600	+	4, 330×加算率 4, 730×加算率	÷	利用子ども数	
			1、2歳児	+	155, 290 (77, 640)	+ 1,550 (770)	∨ hn 筲 宓		630人~ 699人	511, 500		5, 110×加算率			
	13人		1 ( 2 )(50)	ľ	100, 200 (77, 010)	1,000 (770)	~ NH <del>31 - T</del>		700人~ 769人	549, 400		5, 490×加算率			
	から 19人	3号		-				-	770人~ 839人 840人~ 909人	587, 300 625, 300		5,870×加算率 6,250×加算率			
	まで		- I		77.040	. 770			910人~ 979人	663, 200		6,630×加算率			
			乳 児	+	77, 640	+ 770	×加算率		980人~1,049人	701, 100		7,010×加算率			
				-				4 }	1,050人~	739, 000		7, 390×加算率	<b>∤</b>		
									休日保育の年間延べ利用 数	子ども					
	0.1		1、2歳児	+	150, 640 (75, 320)	+ 1,500 (750)	×加算率		~ 210人	258, 500		2,580×加算率			
	6人 から	3号							211人~ 279人	276, 800		2,760×加算率			
	12人 まで	0.5					280人~ 349人	313, 600		3, 130×加算率					
				乳 児	+	75, 320	+ 750	×加算率	+	350人~ 419人 420人~ 489人	350, 300 387, 100		3,500×加算率 3,870×加算率		
16/100									490人~ 559人	423, 800		4, 230×加算率	١.	各月初日の	
地域									560人~ 629人	460, 600	+	4,600×加算率	Ť	利用子ども数	
			1、2歳児	+	150, 640 (75, 320)	+ 1,500 (750)	×加算率		630人~ 699人	497, 300		4,970×加算率			
	13人								700人~ 769人 770人~ 839人	534, 100 570, 800		5,340×加算率 5,700×加算率			
	から 19人	3号					1		840人~ 909人	607, 600		6,070×加算率			
	まで		乳 児	+	75, 320	+ 750	×加算率		910人~ 979人	644, 300		6, 440×加算率			
			70 70		70, 020	750	八加升十		980人~1,049人	681, 100		6,810×加算率			
				-				$\dashv$ $\succ$	1,050人~ 休日保育の年間延べ利用	717, 800		7, 170×加算率	Κ		
			1、2歳児+		140 490 (74 740)	. 1 400 (740)	740) ×加算率		数	4TC 0					
	6人		Ⅰ、∠威児	+	149, 480 (74, 740)	+ 1, 490 (740)			~ 210人	256, 800		2,560×加算率			
	から 12人	3号							211人~ 279人	275, 100		2,750×加算率			
	まで								280人~ 349人 350人~ 419人	311, 900 348, 600		3,110×加算率 3,480×加算率			
			乳 児	+	74, 740	+ 740	×加算率	+	420人~ 489人	385, 400		3,850×加算率			
15/100									490人~ 559人	422, 100	+	4, 220×加算率	÷	各月初日の	
地域									560人~ 629人	458, 900		4,580×加算率		利用子ども数	
			1、2歳児	+	149, 480 (74, 740)	+ 1, 490 (740)	×加算率		630人~ 699人 700人~ 769人	495, 600 532, 400		4,950×加算率 5,320×加算率			
	13人 から	3号							770人~ 839人	569, 100		5, 690×加算率			
	19人 まで	3 <del>15</del>							840人~ 909人	605, 900		6,050×加算率			
			乳 児	+	74, 740	+ 740	×加算率		910人~ 979人 980人~1,049人	642, 600 679, 400		6,420×加算率 6,790×加算率			
								$  \cdot  $	1, 050人~	716, 100		7, 160×加算率	J		
								7	休日保育の年間延べ利用				ĺ		
			1、2歳児	+	146, 000 (73, 000)	+ 1, 460 (730)	×加算率		数	051 000		0.510			
	6人								~ 210人 211人~ 279人	251, 800 269, 500		2,510×加算率 2,690×加算率			
	から 12人	3号					280人~ 349人			2,050×加昇率 3,050×加算率					
	まで		乳 児	+	73, 000	+ 730	×加算率		350人~ 419人	340, 700		3, 400×加算率			
			⊅75 باد	[	, 0, 000	. 700	· · ››› <del>JT · T·</del>	+	420人~ 489人	376, 300		3,760×加算率		# D to	
12/100 地域				<b>∮</b>				+ +	490人~ 559人 560人~ 629人	411, 900 447, 500	+	4,110×加算率 4,470×加算率	÷	各月初日の 利用子ども数	
			1 0 4-1-		146 000 (70 000)	1 400 (700)	V +n 45 →		630人~ 699人	483, 000		4, 470×加昇率 4, 830×加算率		13/13 2 0 300	
	13人		1、2歳児	+	146, 000 (73, 000)	+ 1, 460 (730)	×加昇率		700人~ 769人	518, 600		5, 180×加算率			
	から 19人	3号		<b>↓                                    </b>				$\  \ $	770人~ 839人	554, 200		5,540×加算率			
	まで								840人~ 909人 910人~ 979人	589, 800 625, 400		5,890×加算率 6,250×加算率			
			乳 児	+	73, 000	+ 730	×加算率		980人~1,049人	661, 000		6,610×加算率			
								Ţ	1,050人~	696, 500		6,960×加算率	Į		

地域	定員	認定			夜間	保	育加算		減価償却	印費加算	費加算賃借料加算			連携施設		食事の搬入につ いて自園調理又		管理者?	を配	置していない場合				
区分	区分	区分	年齡区分				処遇改善 等加算 [		加算標準	算額 都市部			加算額標 準 都市部			を設定しない場合		は連携施設等からの搬入以外の 方法による場合				処遇改善等 加算 I		
1	2	3	4			1		]	(	2)			(13)			(4)	l I	(5)				16		
			1、2歳児	1								a 地域												
	6人 から 12人	3号		+	44, 660	+	390 ×加算率	+	2, 800	3, 000	+	b 地域			-	2, 050	_	(⑥+⑦+⑪) × 9/100	_	39, 160	+	390×加算率		
	まで		乳児	1								c 地域	9, 700											
20/100 地域								-				d地域	8, 700	9, 700										
	10.1		1、2歳児	2								a地域												
	13人 から 19人	3号		+	30, 120	+	240 ×加算率	+	1, 700	1, 900	+	b地域			_	1, 290	_	(⑥+⑦+⑪) × 8/100	_	24, 730	+	240×加算率		
	まで		乳児	2								C 地域												
				_				-				d 地域												
			1、2歳児	9 +						1, 900		a地域						((\$\display=\text{(\text{(\text{\$\frac{1}{3}}\display=\text{(\text{\$\frac{1}}\display=\text{\$\frac{1}{3}}\display=\text{(\text{\$\frac{1}{3}}\display=\text{(\text{\$\frac{1}{3}}\display=\text{\$\frac{1}{3}}\display=\text{(\text{\$\frac{1}{3}}\display=\text{\$\frac{1}{3}}\display=\text{\$\frac{1}{3}}\display=\text{\$\frac{1}{3}}\display=	_					
	6人 から 12人	3号		_	44, 660	+	+ 390 ×加算率	+	+ 1,700		+	b地域			-	2, 050	0 –			37, 670	+	370×加算率		
	まで		乳児	児								c地域	9, 700											
16/100 地域				_								d 地域	8, 700											
	10.1		1、2歳児	+	+ 30, 120	) +	240 ×加算率					a地域				- 1, 290	0 -		_					
	13人 から 19人	3号		_				+			+	b地域			_					23, 790	+	230×加算率		
	まで		乳児	2								C地域			_ 2,									
						$\frac{1}{1}$						d 地域					-		1					
	0.1		1、2歳児	+	_		+ 390 ×加算率					a地域				2, 050	0 –	(⑥+⑦+⑪) × 9/100	_					
	6人 から 12人	3号		_	44, 660	+		+				b地域								37, 300	+	370×加算率		
	まで		乳児	ļ								C地域	9, 700											
15/100 地域												d地域	8, 700	9, 700										
	10.1		1、2歳児	1 +								a地域		·										
	13人 から 19人	3号	3号	3号			30, 120	+	240 ×加算率	+	1, 700	1, 900	+	b地域		·	-	1, 290	_	(⑥+⑦+⑪) × 9/100	_	23, 560	+	230×加算率
	まで		乳児	2								C地域	12, 300											
				_				-					·											
	6.1		1、2歳児	+								a地域		·										
	6人 から 12人	3号		_	44, 660	+	390 ×加算率	+	2, 800	3, 000	+	b地域			-	2, 050	_	(6+7+11) × 9/100	_	36, 180	+	360×加算率		
	まで		乳児	1								C地域	9, 700											
12/100 地域												d地域	8, 700											
	10.1		1、2歳児	+	30, 120		+ <sup>240</sup> ×加算率	+	1, 700	1, 900	+	a地域				1, 290	0 —	(6+⑦+⑪) × 9/100	_	22, 850				
	13人 から 19人	3号				+						b地域			-						+	220×加算率		
	まで		乳 児	1								C地域		13, 700										
												d 地域	11, 000	12, 300										

地域区分	定員 区分	認定区分	年齢区分		月に1日土曜 日を閉所する 場合	月に2日土曜 日を閉所する 場合	月に3日以上土 曜日を閉所する 場合	全ての土曜日 を閉所する場 合	定員を恒常的に 超過する場合
1	2	3	4			(18)			
20/100	6人 から 12人 まで	3 <del>号</del>	1、2歳児	- —	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(©+⑦ +⑨+⑪) × 6/100	(⑥~⑪) × 82/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児乳	_	(6+7) +9+11) × 2/100	(6+7) +9+11) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+①) × 5/100	(6+7) +9+(1)) × 6/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~⑦)× 80/100 31人~40人 (⑥~⑦)× 75/100 41人~ (⑥~⑦)× 70/100
16/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	((6)+(7) +(9)+(1)) × 6/100	(⑥~⑦) × 82/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	_	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	((6)+(7) +(9)+(1)) × 6/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑤~⑦)× 80/100 31人~40人 (⑥~⑦)× 75/100 41人~ (⑥~⑦)× 70/100
15/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児乳	_	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 6/100	(⑥~⑦) × 82/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児乳	_	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 6/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~①)× 80/100 31人~40人 (⑥~②)× 75/100 41人~ (⑥~②)× 70/100
12/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児乳		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 6/100	(⑥~⑪) × 82/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	_	(⑥+⑦ +③+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 6/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~⑰)× 80/100 31人~40人 (⑥~⑰)× 75/100 41人~ (⑥~⑰)× 70/100

				保育必要	量区分⑤	T I	処遇改善	等加算 I
地域	定員	認定	年齢区分	保育標準時間認定	保育短時間認定		保育標準時間認定	保育短時間認定
区分	区分	区分	平即区分	基本分単価	基本分単価			
				(注)	(注)		(注)	(注)
1	2	3	4	6	6	<u> </u>	7	7
	6人 から	3号	1、2歳児	197, 660 (269, 500)	193, 040 (264, 880)	+	1,870 (2,580) ×加算率	1,820 (2,530) ×加算率
10/100	12人 まで	35	乳 児	269, 500	264, 880	+	2, 580 ×加算率	2,530 ×加算率
地域	13人 から	3号	1、2歳児	155, 290 (227, 130)	152, 370 (224, 210)	+	1, 440 (2, 150) ×加算率	1,410 (2,120) ×加算率
	19人 まで	3.5	乳  児	227, 130	224, 210	+	2, 150 ×加算率	2,120 ×加算率
	6人 から	3号	1、2歳児	192, 490 (262, 000)	187, 860 (257, 370)	+	1,810 (2,500) ×加算率	1,770 (2,460) ×加算率
6/100 地域	12人 まで		乳  児	262, 000	257, 370	+	2,500 ×加算率	2,460 ×加算率
地域	13人 から 19人	3号	1、2歳児	151, 160 (220, 670)	148, 240 (217, 750)	+	1,400 (2,090) ×加算率	1,370 (2,060) ×加算率
	まで		乳  児	220, 670	217, 750	+	2, 090 ×加算率	2,060 ×加算率
	6人 から 12人	3号	1、2歳児	188, 600 (256, 370)	183, 980 (251, 750)	+	1, 780 (2, 450) ×加算率	1,730 (2,400) ×加算率
3/100	まで		乳 児	256, 370	251, 750	+	2, 450 ×加算率	2,400 ×加算率
地域	13人 から 19人	3 <del>号</del>	1、2歳児	148, 070 (215, 840)	145, 140 (212, 910)	+	1, 370 (2, 040) ×加算率	1, 340 (2, 010) ×加算率
	まで		乳 児	215, 840	212, 910	+	2,040 ×加算率	2,010 ×加算率
	6人 から 12人	3号	1、2歳児	184, 720 (250, 750)	180, 100 (246, 130)	+	1, 740 (2, 400) ×加算率	1,690 (2,350) ×加算率
その他 地域	まで		乳 児	250, 750	246, 130	+	2, 400 ×加算率	2, 350 ×加算率
-5%	13人 から 19人	3号	1、2 歳児	144, 970 (211, 000)	142, 050 (208, 080)	+	1, 340 (2, 000) ×加算率	1, 310 (1, 970) ×加算率
	まで		乳  児	211, 000	208, 080	+	2,000 ×加算率	1,970 ×加算率

地域	定員	認定				専児保育加算 要な利用子どもの単値	西に加算	1		休日	日保	育加算		
区分	区分	区分	年齢区分		(注)	処遇改善等力 (注)	n算 I					処遇改善等 加算 I		
1	2	3	4		(/_/	9					(1)	0		
								] [	休日保育の年間延べ利用 数	子ども				
			1、2歳児	+	143, 680 (71, 840)	+ 1, 430 (710)	×加算率		~ 210人	248, 500		2, 480×加算率		
	6人 から	20							211人~ 279人	266, 000		2,660×加算率		
	12人 まで	3号			<u>"</u>				280人~ 349人	301, 000		3,010×加算率		
	0. 0		乳 児	+	71, 840	+ 710	×加算率	H	350人~ 419人	336, 000		3,360×加算率		
10/100								+	420人~ 489人 490人~ 559人	371, 000 406, 000		3,710×加算率 4,060×加算率		各月初日の
地域									560人~ 629人	441, 000	+	4, 410×加算率	÷	利用子ども数
			1、2歳児	+	143, 680 (71, 840)	+ 1, 430 (710)	×加算率		630人~ 699人	476, 000		4, 760×加算率		
	13人								700人~ 769人 770人~ 839人	511, 000 546, 000		5,110×加算率 5,460×加算率		
	から 19人	3号							840人~ 909人	581, 000		5, 400 × 加算率 5, 810 × 加算率		
	まで		乳 児	+	71, 840	+ 710	×加算率		910人~ 979人	616, 000		6, 160×加算率		
			76 76		71, 040	710	へ加 <del>昇平</del>		980人~1,049人	651, 000		6,510×加算率		
								4 }	1,050人~	686, 000		6,860×加算率	\	
			4 0 15 15		100 000 (00 510)				休日保育の年間延べ利用 数	1+2·t				
	6人		1、2歳児	+	139, 030 (69, 510)	+ 1,390 (690)	×加算率		~ 210人	241, 800		2, 410×加算率		
	から 12人	3号							211人~ 279人	258, 700		2,580×加算率		
	まで								280人~ 349人 350人~ 419人	292, 500 326, 300		2,920×加算率 3,260×加算率		
			乳 児	+	69, 510	+ 690	×加算率	+	420人~ 489人	360, 200		3, 600×加算率		
6/100									490人~ 559人	394, 000	+	3, 940×加算率	Ŀ	各月初日の
地域									560人~ 629人	427, 800		4, 270×加算率	Ι.	利用子ども数
			1、2歳児	+	139, 030 (69, 510)	+ 1,390 (690)	×加算率		630人~ 699人 700人~ 769人	461, 700 495, 500		4,610×加算率 4,950×加算率		
	13人 から								770人~ 839人	529, 300		4,950×加算率 5,290×加算率		
	79人 まで	3号							840人~ 909人	563, 200		5, 630×加算率		
	2.0		乳 児	+	69, 510	+ 690	×加算率		910人~ 979人	597, 000		5, 970×加算率		
									980人~1,049人 1,050人~	630, 800 664, 700		6,300×加算率 6,640×加算率		
				1 1				1 7	・ パーパー			0,040八加昇牛	ĺ	
			1、2歳児	+	135, 550 (67, 770)	+ 1, 350 (670)	×加管率		数					
	6人		1 ( 2 /////		(07, 770)	1,000 (070)	~ »µ++-		~ 210人	236, 800		2,360×加算率		
	から 12人	3号							211人~ 279人 280人~ 349人	253, 400 286, 600		2,530×加算率 2,860×加算率		
	まで		च्या ।n	١, ١	67. 770		V +n 45 +z		350人~ 419人	319, 900		2,000×加昇平 3,190×加算率		
			乳 児	+	67, 770	+ 670	×加算率	+	420人~ 489人	353, 100		3,530×加算率		
3/100 地域								4	490人~ 559人	386, 400	+	3,860×加算率	÷	各月初日の
-5.5%									560人~ 629人 630人~ 699人	419, 600 452, 900		4, 190×加算率 4, 520×加算率		利用子ども数
	13人		1、2歳児	+	135, 550 (67, 770)	+ 1, 350 (670)	×加算率		700人~ 769人	486, 100		4,860×加算率		
	から	3号							770人~ 839人	519, 400		5, 190×加算率		
	19人 まで								840人~ 909人 910人~ 979人	552, 600 585, 900		5,520×加算率 5,850×加算率		
			乳 児	+	67, 770	+ 670	×加算率		980人~1,049人	619, 100		5,050×加算率 6,190×加算率		
								Ţĺ	1,050人~	652, 400		6, 520×加算率	Į	
								] [	休日保育の年間延べ利用 数	子ども				
			1、2歳児	+	132, 070 (66, 030)	+ 1, 320 (660)	×加算率		~ 210人	231, 800		2, 310×加算率		
	6人 から	3号							211人~ 279人	248, 100		2,480×加算率		
	12人 まで	১দ			·				280人~ 349人	280, 800		2,800×加算率		
	0. 4		乳 児	+	66, 030	+ 660	×加算率		350人~ 419人	313, 400		3,130×加算率		
その他								+	420人~ 489人 490人~ 559人	346, 100 378, 800		3,460×加算率 3,780×加算率		各月初日の
地域				1					560人~ 629人	411, 400	+	4, 110×加算率	÷	利用子ども数
			1、2歳児	+	132, 070 (66, 030)	+ 1, 320 (660)	×加算率		630人~ 699人	444, 100		4,440×加算率		
	13人		2270		, (11, 100)				700人~ 769人	476, 800 500, 400		4,760×加算率		
	から 19人	3号						$\  \ $	770人~ 839人 840人~ 909人	509, 400 542, 100		5,090×加算率 5,420×加算率		
	まで		희 10	_	66, 030	+ 660	✓加質⇒		910人~ 979人	574, 800		5, 740×加算率		
			乳児	+	00, 030	1- 000	×加算率		980人~1,049人	607, 400		6,070×加算率		
								] (	1,050人~	640, 100		6, 400×加算率	J	

地域	定員	認定			夜間	保	育加算		減価償却	却費加算			賃借料加	算		連携施設		食事の搬入につ いて自園調理又		管理者?	を配	置していない場合	
区分	区分	区分	年齢区分				処遇改善 等加算 [		加算標準	草額 都市部			,	草額 都市部		を設定し ない場合		は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合				処遇改善等 加算 [	
1	2	3	4	]		1	)	]	(	2		- 44-4-	(3)	00.000		(14)		15			Ī	(6)	
	6人		1、2歳児	+								a地域		22, 600									
	から 12人	3号			44, 660	+	390 ×加算率	+	2, 800	3, 000	+	b地域			_	2, 050	-	(⑥+⑦+⑪) × 9/100	_	35, 440	+	350×加算率	
	まで		乳 児									C 地域	9, 700 8, 700	10, 800 9, 700									
10/100 地域				-				_				a地域	25, 700	28, 600									
	13人		1、2歳児	+								b 地域											
	から 19人 まで	3号			30, 120	+	240 ×加算率	+	1, 700	1, 900	+	C地域			_	1, 290	-	(⑥+⑦+⑪) × 9/100	_	22, 380	+	220×加算率	
	2.0		乳 児									d地域											
								_				a地域											
	6人		1、2歳児	+								b 地域											
	から 12人	3号			44, 660	+	390 ×加算率	+	2, 800	3, 000	+	C地域	9, 700		-	2, 050	-	(⑥+⑦+⑪) × 9/100	-	33, 950	+	330×加算率	
	まで		乳 児									d地域	8, 700	9, 700									
6/100 地域								-				a地域											
	13人 から 19人 まで	1、2歳児	+								b 地域												
		3号			30, 120	+	240 ×加算率	+	1, 700	1, 900	+	C地域			-	1, 290	-	(⑥+⑦+⑪) × 9/100	-	21, 440	+	210×加算率	
	2.0		乳 児									d地域											
									_				a地域		22, 600								
	6人		1、2歳児	+								b地域											
	から 12人 まで	3号			44, 660	+	390 ×加算率	+	2, 800	3, 000	+	C地域	9, 700		_	2, 050	-	(⑥+⑦+⑪) × 10/100	_	32, 830	+	320×加算率	
	2.0		乳 児									d地域	8, 700	9, 700									
3/100 地域								_				a地域		28, 600									
	13人		1、2歳児	+								b 地域											
	から 19人 まで	3号			30, 120	+	240 ×加算率	+	1, 700	1, 900	+				_	1, 290	-	(⑥+⑦+⑪) × 9/100	_	20, 730	+	200×加算率	
	2.0		乳 児									d地域											
								_				a地域											
	6人		1、2歳児	+								b地域											
	から 12人	3号			44, 660	+	390 ×加算率	+	2, 800	3, 000	+	C地域	9, 700		-	2, 050	-	(⑥+⑦+⑪) × 10/100	-	31, 720	+	310×加算率	
	まで		乳 児									d地域	8, 700	9, 700									
その他 地域								1				a 地域											
	13人		1、2歳児	+								a 地域											
	から 19人	3号			30, 120	+	240 ×加算率	+	1, 700	1, 900	+				_	1, 290	_	(⑥+⑦+⑪) × 9/100	-	20, 030	+	200×加算率	
			乳 児									C地域											
												d地域	11, 000	12, 300									

				1		土曜日に閉	所する場合		
地域区分	定員 区分	認定区分	年齢区分		月に1日土曜 日を閉所する 場合	月に2日土曜 日を閉所する 場合	月に3日以上土 曜日を閉所する 場合	全ての土曜日 を閉所する場 合	定員を恒常的に 超過する場合
1	2	3	4			(1	7		(18)
10/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	- —	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 6/100	(⑥~⑪) × 82/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児乳 児	_	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~⑦)× 80/100 31人~40人 (⑥~⑦)× 75/100 41人~ (⑥~⑦)× 70/100
6/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児		(((6)+(7) +((9)+(1)) × 2/100	((6)+(7) +(9)+(1)) × 3/100	((6)+7) +(9)+(1)) × 5/100	((6)+(7) +(9)+(1)) × 7/100	(⑥~⑪) × 82/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	_	(((6)+(7) +(9)+(1)) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	((6)+(7) +(9)+(1)) × 7/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑤~⑦)× 80/100 31人~40人 (⑥~⑦)× 75/100 41人~ (⑥~⑦)× 70/100
3/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	_	(((6)+(7) +(9)+(1)) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑪) × 82/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	- —	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~⑦)× 80/100 31人~40人 (⑥~⑦)× 75/100 41人~ (⑥~⑦)× 70/100
その他	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児乳	. —	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 4/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥~⑪) × 82/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	_	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 4/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~⑰)× 80/100 31人~40人 (⑥~⑰)× 75/100 41人~ (⑥~⑰)× 70/100

# 加算部分2

_		
処遇改善等加算Ⅱ  (	9)	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除た額 た額 処遇改善等加算 II 一① 48,780 × 人数 A 処遇改善等加算 II 一② 6,100 × 人数 B
		級 地 1,800 4 級 地 1,240 ※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和
冷暖房費加算	20 2	級 地 1,590 その他地域 110 24年法律第200号)第1条第1号及び第 2号に掲げる地域
	3	級 地 1,570 その他地域:1級地から4級地以外の地域
除雪費加算	21)	6, 120 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	2	154,880÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(	23)	160,000(限度額)÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
		基本額 処遇改善等加算 I
	A	( 76,960 + 760×加算率 )
		÷各月初日の利用子ども数 ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算
  栄養管理加算	24)	基本額 処遇改善等加算 I A : Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B : 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる
NE L'ESTAP	E	
		÷各月初日の利用子ども数
		基本額
		10,000 ÷各月初日の利用子ども数
	,	
第三者評価受審加算	25)	150,000÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

# 令和4年度 小規模保育事業 (B型) (保育認定) 公定価格単価表

				保育必要	量区分⑤	1	処遇改善	等加算 I
地域	定員	認定	年齡区分	保育標準時間認定	保育短時間認定		保育標準時間認定	保育短時間認定
区分	区分	区分	1 27 - 23	基本分単価	基本分単価		(24)	(24)
1	2	3	4	(注) ⑥	(注) ⑥		(注)   ⑦	(注) ⑦
	6人 から	2 🗆	1、2歳児	184, 580 (244, 870)	179, 950 (240, 240)	+	1,740 (2,340) ×加算率	1,690 (2,290) ×加算率
20/100	12人 まで	3号	乳 児	244, 870	240, 240	+	2, 340 ×加算率	2, 290 ×加算率
地域	13人 から	3号	1、2歳児	142, 710 (203, 000)	139, 780 (200, 070)	+	1,320 (1,920) ×加算率	1,290 (1,890) ×加算率
	19人 まで		乳 児	203, 000	200, 070	+	1, 920 ×加算率	1,890 ×加算率
	6人 から	3号	1、2歳児	181, 140 (240, 270)	176, 520 (235, 650)	+	1,700 (2,290) ×加算率	1,650 (2,240) ×加算率
16/100	12人 まで		乳 児	240, 270	235, 650	+	2, 290 ×加算率	2, 240 ×加算率
地域	13人 から	3号	1、2歳児	140, 110 (199, 240)	137, 190 (196, 320)	+	1, 290 (1, 880) ×加算率	1,260 (1,850) ×加算率
	19人 まで	0.5	乳 児	199, 240	196, 320	+	1,880 ×加算率	1,850 ×加算率
	6人 から	3号	1、2歳児	180, 280 (239, 120)	175, 660 (234, 500)	+	1,690 (2,270) ×加算率	1,650 (2,230) ×加算率
15/100	12人 まで	- 3	乳 児	239, 120	234, 500	+	2, 270 ×加算率	2,230 ×加算率
地域	13人 から	3号	1、2歳児	139, 460 (198, 300)	136, 540 (195, 380)	+	1, 280 (1, 860) ×加算率	1, 250 (1, 830) ×加算率
	19人 まで		乳 児	198, 300	195, 380	+	1,860 ×加算率	1,830 ×加算率
	6人 から	3号	1、2歳児	177, 700 (235, 670)	173, 080 (231, 050)	+	1,670 (2,240) ×加算率	1,620 (2,190) ×加算率
12/100	12人 まで		乳 児	235, 670	231, 050	+	2, 240 ×加算率	2,190 ×加算率
地域	13人 から	3号	1、2歳児	137, 520 (195, 490)	134, 590 (192, 560)	+	1, 260 (1, 830) ×加算率	1, 240 (1, 810) ×加算率
	19人 まで	-	乳 児	195, 490	192, 560	+	1,830 ×加算率	1,810 ×加算率

地域	定員	認定	<i>t</i> * = 0		保育士	比率	向上加	算			障: ※特別な支援が必	害児保育加 要な利用子。		近価に加算
区分	区分	区分	年齢区分		(注)		処遇	改善等	加算Ⅰ		(注)	処遇	改善等 (注)	1 -
1	2	3	4		(2)	8		(/工/			(47)	9	(/1/	l
	6人 から	3号	1、2 歳児	+	13, 010 (21, 680)	+	130	(210)	×加算率	+	120, 580 (60, 290)	+ 1, 200	(600)	×加算率
20/100	12人 まで	0.9	乳 児	+	21, 680	+	210		×加算率	+	60, 290	+ 600		×加算率
地域	13人 から	3号	1、2 歳児	+	11, 500 (20, 170)	+	110	(190)	×加算率	+	120, 580 (60, 290)	+ 1, 200	(600)	×加算率
	19人 まで		乳 児	+	20, 170	+	190		×加算率	+	60, 290	+ 600		×加算率
	6人 から	3号	1、2歳児	+	12, 140 (20, 230)	+	120	(200)	×加算率	+	118, 260 (59, 130)	+ 1, 180	(590)	×加算率
16/100	12人 まで		乳 児	+	20, 230	+	200		×加算率	+	59, 130	+ 590		×加算率
地域	13人 から	3号	1、2 歳児	+	10, 730 (18, 820)	+	110	(190)	×加算率	+	118, 260 (59, 130)	+ 1, 180	(590)	×加算率
			乳 児	+	18, 820	+	190		×加算率	+	59, 130	+ 590		×加算率
	6人 から 12人	3号	1、2 歳児	+	11, 920 (19, 870)	+	120	(200)	×加算率	+	117, 680 (58, 840)	+ 1, 170	(580)	×加算率
15/100 地域	まで		乳 児	+	19, 870	+	200		×加算率	+	58, 840	+ 580		×加算率
地域	13人 から 19人	3号	1、2 歳児	+	10, 540 (18, 490)	+	110	(190)	×加算率	+	117, 680 (58, 840)	+ 1, 170	(580)	×加算率
	まで		乳 児	+	18, 490	+	190		×加算率	+	58, 840	+ 580		×加算率
	6人 から 12人	3号	1、2 歳児	+	11, 270 (18, 780)	+	110	(190)	×加算率	+	115, 940 (57, 970)	+ 1, 150	(570)	×加算率
12/100 地域	まで		乳 児	+	18, 780	+	190		×加算率	+	57, 970	+ 570		×加算率
20 AU,	13人 から 19人	3号	1、2 歳児	+	9, 960 (17, 470)	+	90	(170)	×加算率	+	115, 940 (57, 970)	+ 1, 150	(570)	×加算率
	まで		乳 児	+	17, 470	+	170		×加算率	+	57, 970	+ 570		×加算率

地域	定員	認定				休日保	育加算			夜間	引保育加算		減価償去	1費加算
区分	区分	区分	年齢区分				処遇改善等 加算 [				処遇改善等 加算 I		加算標準	都市部
1	2	3	4	 	1		<u> </u>		]	1	10	]	(12	2)
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児		211人~ 279人 21 280人~ 349人 23	きも数 8,000 1,400 8,200 5,000	1,980×加算率 2,110×加算率 2,380×加算率 2,650×加算率		+	44, 660	+ 390×加算率	+	2, 800	3, 000
20/100 地域			乳 児	+	420人~ 489人 29 490人~ 559人 31	1, 900 8, 700 5, 500 +	2, 910×加算率 3, 180×加算率 3, 450×加算率	各月初日の 利用子ども数						
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児		700人~ 769人 39 770人~ 839人 42 840人~ 909人 45 910人~ 979人 47 980人~1,049人 50	2, 400 9, 200 6, 000 2, 900 9, 700 6, 500 3, 400	3,720×加算率 3,990×加算率 4,260×加算率 4,520×加算率 4,790×加算率 5,060×加算率 5,330×加算率		+	30, 120	+ 240×加算率	+	1, 700	1, 900
16/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	211人~ 279人 20 280人~ 349人 23 350人~ 419人 26 420人~ 489人 28	・も数 4,700 7,800 4,000 0,300 6,500 2,800	1,940×加算率 2,070×加算率 2,340×加算率 2,600×加算率 2,860×加算率 3,120×加算率	各月初日の	+	44, 660	+ 390×加算率	+	2, 800	3, 000
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児		560人~ 629人 33 630人~ 699人 36 700人~ 769人 39 770人~ 839人 41 840人~ 909人 44 910人~ 979人 47 980人~1,049人 49	9, 000 5, 300 1, 500 7, 800 4, 000 0, 300 6, 500 2, 800	3、390×加算率 3、650×加算率 4、170×加算率 4、170×加第率 4、440×加第率 4、700×加第率 4、960×加第率 5、220×加算率	利用子ども数	+	30, 120	+ 240×加算率	+	1, 700	1, 900
15/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	休日保育の年間延べ利用子と ~ 210人 193 211人~ 279人 203 280人~ 349人 233 350人~ 419人 253 420人~ 489人 283		1,930×加算率 2,070×加算率 2,330×加算率 2,590×加算率 2,850×加算率 3,120×加算率	各月初日の	+	44, 660	+ 390×加算率	+	2, 800	3, 000
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児		560人~ 629人 33: 630人~ 699人 36: 700人~ 769人 39: 770人~ 839人 41: 840人~ 909人 44: 910人~ 979人 46: 980人~1,049人 49:	+ 8, 200 4, 500 0, 700 7, 000 3, 200 9, 500 5, 700 2, 000	3、380×加算率 3、640×加算率 3、900×加算率 4、170×加算率 4、430×加算率 4、690×加算率 4、950×加算率 5、220×加算率	利用子ども数	+	30, 120	+ 240×加算率	+	1, 700	1, 900
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児		休日保育の年間延べ利用子と ~ 210人 19 211人~ 279人 20 280人~ 349人 22 350人~ 419人 25	:も数 1,400 4,200 9,900 5,500	1,910×加算率 2,040×加算率 2,290×加算率 2,550×加算率		+	44, 660	+ 390×加算率	+	2, 800	3, 000
12/100 地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	490人~ 559人 300 560人~ 629人 33: 630人~ 699人 35: 700人~ 769人 38: 770人~ 839人 40: 840人~ 909人 43:	1, 200 6, 900 2, 500 8, 200 3, 900 9, 500 5, 200 0, 900	2,810×加算率 3,060×加算率 3,320×加算率 3,580×加算率 4,090×加算率 4,350×加算率 4,600×加算率	各月初日の 利用子ども数	+	30, 120	+ 240×加算率	+	1, 700	1, 900
			乳 児		980人~1,049人 48	6, 500 2, 200	4,860×加算率 5,120×加算率							

地域	定員	認定	F#\F()		1	賃借料加算	<u> </u>		連携施設を		食事の搬入について自園調理又は連		管理者?	主配	置していない場合
区分	区分	区分	年齡区分			加算			設定しない 場合		携施設等からの搬 入以外の方法によ				処遇改善等
1	2	3	4			標 準 (3)	都市部		(14)		る場合 ⑮				加算 I ⑥
	6人		1、2歳児		a 地域	20, 300 11, 200	22, 600 12, 400								
	から 12人 まで	3号	乳児	+	c地域	9, 700	10, 800	_	2, 050	_	(⑥+⑦+⑪) × 10/100	-	39, 160	+	390×加算率
20/100					d 地域	8, 700	9, 700							<u>.</u>	
地域			1、2歳児		a地域	25, 700	28, 600								
	13人 から 19人	3号		+	b 地域	14, 200	15, 700	_	1, 290	_	(⑥+⑦+⑪) × 10/100	_	24, 730	+	240×加算率
	まで		乳 児		c地域	12, 300	13, 700				X 10/100				
					d 地域	11, 000	12, 300								
			1、2歳児		a地域	20, 300	22, 600								
	6人 から 12人	3号		+	b地域	11, 200	12, 400	_	2, 050	_	(⑥+⑦+⑪) × 10/100	_	37, 670	+	370×加算率
	まで		乳 児		c地域	9, 700	10, 800				,				
16/100 地域					d 地域	8, 700	9, 700								
	13人		1、2歳児		a 地域 b 地域	25, 700 14, 200	28, 600 15, 700								
	から 19人	3号		+				-	1, 290	_	(⑥+⑦+⑪) × 10/100	-	23, 790	+	230×加算率
	まで		乳 児		c 地域 d 地域	12, 300 11, 000	13, 700 12, 300								
					a地域	20, 300	22, 600							<u>i</u>	
	6人		1、2歳児		b地域	11, 200	12, 400								
	から 12人 まで	3号		+	c地域	9, 700	10, 800	-	2, 050	-	(⑥+⑦+⑪) × 10/100	-	37, 300	+	370×加算率
15/100			乳 児		d地域	8, 700	9, 700								
地域					a 地域	25, 700	28, 600								
	13人 から	3号	1、2歳児	١.	b地域	14, 200	15, 700		1, 290		(6+7+11)		23, 560		220 × 40 答束
	19人 まで	১দ	乳児	+	c地域	12, 300	13, 700	_	1, 290	_	× 10/100		23, 500	_	230×加算率
			76 76		d 地域	11, 000	12, 300								
			1、2歳児		a 地域	20, 300	22, 600								
	6人 から	3号	1 、 2 所以 ) し	+	b 地域	11, 200	12, 400	_	2, 050	_	(6+7+11)	_	36, 180	+	360×加算率
	12人 まで		乳 児		c 地域	9, 700	10, 800		_,		× 10/100		-1,		333 74
12/100			70 70		d 地域	8, 700	9, 700								
地域			1、2歳児		a地域	25, 700	28, 600								
	13人 から	3号	~ mx /L	+	b地域	14, 200	15, 700	_	1, 290	_	(6+7+11)	_	22, 850	+	220×加算率
	19人 まで	. ,	乳 児		c地域	12, 300	13, 700		., 250		× 10/100		., 300	-	WHOT-T
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		d地域	11, 000	12, 300							i	

				]		土曜日に閉	所する場合		
地域 区分	定員 区分	認定区分	年齡区分		月に1日土曜 日を閉所する 場合	月に2日土曜 日を閉所する 場合	月に3日以上 土曜日を閉所 する場合	全ての土曜日 を閉所する場 合	定員を恒常的に 超過する場合
1	2	3	4			(1	) D		(18)
20/100	6人 から 12人 まで	3 <del>号</del>	1、2歳児		(6+7) +9+11) × 2/100	(6+7) +9+11) × 4/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 6/100	((6+7) +(9+1)) × 8/100	(⑥~⑪) × 81/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	_	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(©+⑦ +⑨+⑪) × 4/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 9/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~切)× 80/100 31人~40人 (⑥~切)× 75/100 41人~ (⑥~切)× 70/100
16/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児		((6)+(7) +(9)+(11) × 2/100	((6+7) +(9+1)) × 4/100	((6)+(7) +(9)+(11) × 6/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 9/100	(⑥~⑪) × 81/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	_	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 4/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 9/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~切)× 80/100 31人~40人 (⑥~切)× 75/100 41人~ (⑥~切)× 70/100
15/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	_	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 4/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 6/100	(6+7) +9+11) × 9/100	(⑥~⑪) × 81/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児		((6+7) +(9+1)) × 2/100	((6+7) +(9+1)) × 4/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 9/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~切)× 80/100 31人~40人 (⑥~切)× 75/100 41人~ (⑥~切)× 70/100
12/100	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児乳	_	(6+7) +9+11) × 2/100	(6+7) +9+11) × 4/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 9/100	(⑥~⑪) × 81/100
地域	13人 から 19人 まで	3号	1、2 歳児		(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 7/100	(⑥+⑦ +⑨+⑪) × 9/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~⑦)× 80/100 31人~40人 (⑥~⑦)× 75/100 41人~ (⑥~⑦)× 70/100

# 加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	19	で ・ 夕	下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数 とした額 ※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 と選改善等加算Ⅱ一② 6,100 × 人数B
		1	級 地 1,800 4 級 地 1,240 ※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から 4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和
冷暖房費加算	20	2	級 地 1,590 その他地域 110 24年法律第200号)第1条第1号及び第
		3	級 地 1,570     その他 地 域:1級地から4級地以外の地域
除雪費加算	21)		6,120 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	22		154,880÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	•		·
施設機能強化推進費加算	23)		160,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
			·
			# _ #F #n \P \rangle \tau fe \ t = fe \ T
			基本額  処遇改善等加算 I
		Α	( 76,960 + 760×加算率 )
			÷各月初日の利用子ども数 ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算
W <b>★</b> # TT + #			基本額                  A:Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設
栄養管理加算	24)	В	B:基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる ( 50,000 + 500×加算率 ) 職員が栄養士を兼務している施設
			C:A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設 ÷各月初日の利用子ども数
		С	10,000 ÷各月初日の利用子ども数
第三者評価受審加算	25)		150,000÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

# 令和4年度 小規模保育事業 (C型) (保育認定) 公定価格単価表

地域	定員	認定	保育標準時間認定	量区分④ 保育短時間認定	処遇改善 保育標準時間認定	等加算 I 保育短時間認定		資	格保	有者	加算	] [		害児保育加算 な支援が必要な利用
区分	区分	区分	基本分単価	基本分単価	pirty by the instance	pro y y zero i rojado y c				ſ	処遇改善等 加算 I		子。	がもの単価に加算 処遇改善等加算 I
1	2	3	5	(5)	6	6		T	=	7				8
20/100	6人 から 10人 まで	3号	207, 230	201, 680 +	- 1,960×加算率	1, 910×加算率		1人 2, 2人以上 4,	460	+	20×加算率 40×加算率	+	44, 340	+ 440 ×加算率
地域	11人 から 15人 まで	3号	181, 740	178, 040 +	- 1,710×加算率	1, 670×加算率	+		490 980 470	+	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	44, 340	+ 440 ×加算率
16/100	6人 から 10人 まで	3号	202, 790	197, 240 +	- 1, 920×加算率	1,860×加算率	+		160 320	+	20×加算率 40×加算率	+	43, 020	+ 430 ×加算率
地域	11人 から 15人 まで	3号	177, 900	174, 200 +	- 1,670×加算率	1, 630×加算率	+		440 380 320	+	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	43, 020	+ 430 ×加算率
15/100	6人 から 10人 まで	3 <del>号</del>	201, 680	196, 130 +	- 1,910×加算率	1,850×加算率	+	1人 2, 2人以上 4,	280	+	20×加算率 40×加算率	+	42, 690	+ 420 ×加算率
地域	11人 から 15人 まで	3号	176, 940	173, 240 +	- 1,660×加算率	1, 620×加算率	+	1人 1, 2人 2, 3人以上 4,	360	+	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	42, 690	+ 420 ×加算率
12/100	6人 から 10人 まで	3 <del>号</del>	198, 340	192, 790 +	- 1,870×加算率	1,820×加算率	+	1人 2, 2人以上 4,	090 180	+	20×加算率 40×加算率	+	41, 710	+ 410 ×加算率
地域	11人 から 15人 まで	3号	174, 060	170, 360 +	- 1,630×加算率	1, 590×加算率	+		390 780 170	+	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	41, 710	+ 410 ×加算率
10/100	6人 から 10人 まで	3号	196, 120	190, 570 +	- 1,850×加算率	1,800×加算率	+	1人 2, 2人以上 4,	100	+	20×加算率 40×加算率	+	41, 050	+ 410 ×加算率
地域	11人 から 15人 まで	3号	172, 140	168, 440 +	- 1,610×加算率	1, 570×加算率	+		720	+	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	41, 050	+ 410 ×加算率
6/100	6人 から 10人 まで	3号	191, 680	186, 130 +	- 1,810×加算率	1, 750×加算率		1人 1, 2人以上 3,	940	+	10×加算率 20×加算率	+	39, 730	+ 390 ×加算率
地域	11人 から 15人 まで	3 <del>号</del>	168, 300	164, 600 +	- 1,570×加算率	1,540×加算率	+	2人 2,	310 620 930	+	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	39, 730	+ 390 ×加算率
3/100	6人 から 10人 まで	3号	188, 350	182, 800 +	- 1,770×加算率	1, 720×加算率		1人 1, 2人以上 3,	340	+	10×加算率 20×加算率	+	38, 740	+ 380 ×加算率
地域	11人 から 15人 まで	3号	165, 420	161, 720 +	- 1,540×加算率	1,510×加算率	+		560	+	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	38, 740	+ 380 ×加算率
その他	6人 から 10人 まで	3号	185, 020	179, 470 +	- 1,740×加算率	1, 680×加算率		1人 1, 2人以上 3,	720	+	10×加算率 20×加算率	+	37, 750	+ 370 ×加算率
地域	11人 から 15人 まで	3 <del>号</del>	162, 540	158, 840 +	- 1,510×加算率	1, 480×加算率	+		240 480 720	+	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	37, 750	+ 370 ×加算率

(1), 1-4		an ch		減価償却費加	算		賃借料加算			連携施設を		食事の搬入について自園調理又		管理者	を配	2置していない場合	
地域 区分	定員 区分	認定区分		加算額				加算			設定しない 場合		は連携施設等からの搬入以外の				処遇改善等 加第 T
1	2	3		標 準   都市	部			標 準 10	都市部		11)		方法による場合 ⑫				加算 I ③
	0.1						a 地域	21, 000	23, 400								
	6人 から	3号	+	3, 300 3,	600	+	b 地域	11, 600	12, 900	_	2, 460	_	(⑤+⑥)	_	47, 000	+	470×加算率
	10人 まで	- 3		-,,			c地域	10, 100	11, 200		_,		× 8/100		,		2007
20/100 地域						-	d 地域 a 地域	9, 000	10, 000 31, 500							-	
	11人 から						b 地域	15, 600	17, 300				(5+6)				
	がら 15人 まで	3号	+	2, 200 2,	400	+	c地域	13, 600	15, 100	-	1, 640	-	× 7/100	_	31, 330	+	310×加算率
	6						d 地域	12, 200	13, 500								
	6人						a地域	21, 000	23, 400								
	から 10人	3号	+	3, 300 3,	600	+	b 地域 c 地域	11, 600 10, 100	12, 900 11, 200	_	2, 460	-	(5+6) × 8/100	-	45, 210	+	450×加算率
16/100	まで						d地域	9, 000	10, 000								
地域	11.1						a 地域	28, 300	31, 500								
	11人 から	3号	+	2, 200 2,	400	+	b 地域	15, 600	17, 300	_	1, 640	_	(⑤+⑥)	_	30, 140	+	300×加算率
	15人 まで	-					C地域	13, 600	15, 100		,		× 7/100				
							d 地域 a 地域	12, 200 21, 000	13, 500								
	6人 から						b地域	11, 600	12, 900				(⑤+⑥)				
	が 10人 まで	3号	+	3, 300 3,	600	+	c 地域	10, 100	11, 200	_	2, 460	-	× 8/100	_	44, 760	+	440×加算率
15/100	6						d地域	9, 000	10, 000								
地域	11人						a 地域	28, 300	31, 500								
	から 15人	3号	+	2, 200 2,	400	+	b地域	15, 600	17, 300	_	1, 640	-	(5)+6) × 7/100	_	29, 840	+	290×加算率
	まで						c 地域 d 地域	13, 600 12, 200	15, 100 13, 500				,				
							a 地域	21, 000	23, 400			1					
	6人 から	3묵	+	3, 300 3,	600	+	b 地域	11, 600	12, 900	_	2, 460	_	(5+6)	_	43, 420	_	430×加算率
	10人 まで	0.5	Ė	0, 000 0,	000	ľ	c 地域	10, 100	11, 200		2, 400		× 8/100		40, 420		400~加昇平
12/100 地域						-	d地域	9, 000	10, 000							-	
70.5%	11人						a 地域 b 地域	28, 300 15, 600	31, 500 17, 300				(B   B)				
	から 15人	3号	+	2, 200 2,	400	+	C地域	13, 600	15, 100	-	1, 640	-	(⑤+⑥) × 7/100	-	28, 950	+	280×加算率
	まで						d地域	12, 200	13, 500								
	6人						a 地域	21, 000	23, 400								
	から 10人	3号	+	3, 300 3,	600	+	b地域	11, 600	12, 900	_	2, 460	_	(⑤+⑥) × 8/100	_	42, 530	+	420×加算率
	まで						c 地域 d 地域	10, 100 9, 000	11, 200 10, 000				A 0/100				
10/100 地域							a地域	28, 300	31, 500								
	11人 から	20		0.000 0	400	١.	b 地域	15, 600	17, 300		1, 640		(5+6)		00.050	١.	280×加算率
	15人 まで	3号	+	2, 200 2,	400	+	c 地域	13, 600	15, 100	_	1, 640		× 7/100	_	28, 350	+	200×加昇率
							d地域	12, 200	13, 500			-					
	6人						a 地域 b 地域	21, 000 11, 600	23, 400 12, 900				(8 . 8)				
	から 10人	3号	+	3, 300 3,	600	+	C地域	10, 100	11, 200	-	2, 460	-	(⑤+⑥) × 8/100	-	40, 740	+	400×加算率
6/100	まで						d 地域	9, 000	10, 000								
地域	11人						a 地域	28, 300	31, 500								
	から 15人	3号	+	2, 200 2,	400	+	b 地域	15, 600	17, 300	_	1, 640	_	(⑤+⑥) × 8/100	_	27, 160	+	270×加算率
	まで						C 地域 d 地域	13, 600 12, 200	15, 100 13, 500				A 6/100				
							a地域	21, 000	23, 400			1					
	6人 から	٥п		2 200 2	000	١.	b地域	11, 600	12, 900		0.400		(⑤+⑥)		20, 400	١.	200 += /** +>
	10人 まで	3号	+	3, 300 3,	600	+	c地域	10, 100	11, 200	_	2, 460	_	× 8/100	_	39, 400	+	390×加算率
3/100 地域							d 地域	9, 000	10, 000								
地域	11人、						a 地域	28, 300	31, 500				(8 . 8)				
	から 15人	3号	+	2, 200 2,	400	+	b 地域 c 地域	15, 600 13, 600	17, 300 15, 100	-	1, 640	-	(⑤+⑥) × 8/100	-	26, 270	+	260×加算率
	まで						d地域	12, 200	13, 500								
	61						a 地域	21, 000	23, 400			1					
	6人 から	3号	+	3, 300 3,	600	+	b 地域	11, 600	12, 900	_	2, 460	_	(5+6)	<u> </u>	38, 060	+	380×加算率
	10人 まで						C地域	10, 100	11, 200		, .20		× 8/100				20071 T
その他 地域							d 地域 a 地域	9, 000	10, 000 31, 500								
	11人 から						b 地域	15, 600	17, 300				(⑤+⑥)				
	がら 15人 まで	3号	+	2, 200 2,	400	+	c地域	13, 600	15, 100	-	1, 640	_	× 8/100	-	25, 370	+	250×加算率
	<i>&amp;</i> (						d 地域	12, 200	13, 500								

					土曜日に閉	所する場合		
地域 区分	定員 区分	認定区分		月に1日土曜日 を閉所する場合		月に3日以上 土曜日を閉所す る場合	全ての土曜日を 閉所する場合	定員を恒常的に 超過する場合
1	2	3			(	I ∰	1	15
20/100	6人 から 10人 まで	3 <del>号</del>	_	(5+6+8) × 2/100	(5+6+8) × 4/100	(5+6+8) × 6/100	(5+6+8) × 8/100	(⑤~⑭) × 90/100
地域	11人 から 15人 まで	3号	_	(5+6+8) × 2/100			(5+6+8) × 8/100	
16/100	6人 から 10人 まで	3号	_	(5+6+8) × 2/100			(\$+\$+\&) × 8/100	(⑤~⑭) × 90/100
地域	11人 から 15人 まで	3号	_	(⑤+⑥+⑧) × 2/100		(5+6+8) × 6/100	(\$+\$+\&) × 8/100	
15/100	6人 から 10人 まで	3 <del>号</del>	_	(5+6+8) × 2/100			(\$+\$+\$) × 8/100	(⑤~⑭) × 90/100
地域	11人 から 15人 まで	3 <del>号</del>	_	(\$+\$+8) × 2/100			(\$+\$+8) × 8/100	
12/100	6人 から 10人 まで	3号	_	(5+6+8) × 2/100		(5+6+8) × 6/100	(\$+\$+8) × 8/100	(⑤~⑭) × 90/100
地域	11人 から 15人 まで	3号	_	(5+6+8) × 2/100			(\$+\$+8) × 8/100	
10/100	6人 から 10人 まで	3 <del>号</del>	_	(\$+\$+8) × 2/100			(\$+\$+8) × 8/100	(⑤~⑭) × 90/100
地域	11人 から 15人 まで	3 <del>号</del>	_	(\$+\$+8) × 2/100			(5+6+8) × 8/100	
6/100	6人 から 10人 まで	3 <del>号</del>	_	(\$+\$+8) × 2/100	(5+6+8) × 4/100	(\$+\$+8) × 6/100	(\$+\$+8) × 8/100	(⑤~⑭) × 90/100
地域	11人 から 15人 まで	3号	_	(5+6+8) × 2/100	(5+6+8) × 4/100	(5+6+8) × 6/100	(5+6+8) × 9/100	
3/100	6人 から 10人 まで	3号	_	(5+6+8) × 2/100	(5+6+8) × 4/100	(5+6+8) × 6/100	(5+6+8) × 8/100	(⑤~⑭) × 90/100
地域	11人 から 15人 まで	3号	_	(5+6+8) × 2/100	(5+6+8) × 4/100	(5+6+8) × 7/100	(5+6+8) × 9/100	
その他	6人 から 10人 まで	3号	_	(5+6+8) × 2/100		(5+6+8) × 6/100	(5+6+8) × 8/100	(⑤~⑭) × 90/100
地域	11人 から 15人 まで	3 <del>号</del>	_	(⑤+⑥+⑧) × 2/100	(5+6+8) × 4/100	(5+6+8) × 7/100	(\$+\$+8) × 9/100	

# 加算部分2

処遇改善等加算 Ⅱ (	16)	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ・処遇改善等加算Ⅱ−② 6,100 × 人数B
冷暖房費加算(	_	1 級 地 1,800 4 級 地 1,240       2 級 地 1,590 その他地域 110       3 級 地 1,570   **以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年記書第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域:1級地から4級地以外の地域
除雪費加算(	18)	6,120 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	19	154,880÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(	20	160,000(限度額)÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算(	21) E	基本額 処遇改善等加算 I
第三者評価受審加算	22)	150,000÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算

# 令和4年度 小規模保育事業A型の基準が適用される事業所(保育認定)公定価格単価表

				/n ÷ 1= 1	保育必要		+ ======	従業員枠の		/m -		処遇改善		* <i>k</i> = n+ n	ian di
地域 区分	定員 区分	認定区分	年齡区分		準時間認定 分単価		時間認定 分単価	子どもの場合		保	育標準時	間認定	19	R育短時間	認定
1	2	3	4		(注) ⑥	[	(注) ⑤	7			(注) ⑧			(注) ⑧	
	5人	3号	1、2歳児	381, 590	(459, 230)	370, 490	(448, 130)		+	3, 710	(4, 480)	×加算率	3, 590	(4, 360)	×加算率
	まで	35	乳 児	459, 230		448, 130			+	4, 480		×加算率	4, 360		×加算率
20/100	6人 から	3号	1、2歳児	211, 940	(290, 200)	207, 310	(285, 570)	⑥×84/100	+	2, 010	(2, 790)	×加算率	1, 960	(2, 740)	×加算率
地域	12人 まで	3.5	乳 児	290, 200		285, 570		© × 04/ 100	+	2, 790		×加算率	2, 740		×加算率
	13人 から	3号	1、2歳児	166, 660	(244, 920)	163, 740	(242, 000)		+	1, 560	(2, 340)	×加算率	1, 530	(2, 310)	×加算率
	19人 まで	Ĭ	乳 児	244, 920		242, 000			+	2, 340		×加算率	2, 310		×加算率
	5人 まで	3号	1、2歳児	372, 430	(447, 750)	361, 330	(436, 650)		+	3, 610	(4, 360)	×加算率	3, 500	(4, 250)	×加算率
	60		乳 児	447, 750	I	436, 650			+	4, 360		×加算率	4, 250		×加算率
16/100 地域	6人 から 12人	3号	1、2歳児	206, 720	(282, 630)	202, 090	(278, 000)	⑥×84/100	+	1, 960	(2, 710)	×加算率	1, 910	(2, 660)	×加算率
<b>刊B</b> 49%	まで		乳 児	282, 630		278, 000			+	2, 710		×加算率	2, 660		×加算率
	13人 から 19人	3号	1、2歳児	162, 490	(238, 400)	159, 570	(235, 480)		+	1, 510	(2, 260)	×加算率	1, 490	(2, 240)	×加算率
	まで		乳 児	238, 400		235, 480			+	2, 260		×加算率	2, 240		×加算率
	5人 まで	3号	1、2歳児	370, 140	(444, 880)	359, 040	(433, 780)		+	3, 590	(4, 330)	×加算率	3, 480	(4, 220)	×加算率
	6		乳 児	444, 880	Г	433, 780			+	4, 330		×加算率	4, 220		×加算率
15/100 地域	6人 から 12人	3号	1、2歳児	205, 410	(280, 740)	200, 780	(276, 110)	6×84/100	+	1, 940	(2, 690)	×加算率	1, 900	(2, 650)	×加算率
25-24	まで		乳 児	280, 740		276, 110			+	2, 690		×加算率	2, 650		×加算率
	13人 から 19人	3号	1、2歳児	161, 450	(236, 780)	158, 530	(233, 860)		+	1, 500	(2, 250)	×加算率	1, 480	(2, 230)	×加算率
	まで		乳 児	236, 780		233, 860			+	2, 250		×加算率	2, 230		×加算率
	5人 まで	3号	1、2歳児	363, 270	(436, 270)	352, 170	(425, 170)		+	3, 520	(4, 250)	×加算率	3, 410	(4, 140)	×加算率
	. 60		乳 児	436, 270		425, 170			+	4, 250		×加算率	4, 140		×加算率
12/100 地域	13人	3号	1、2歳児	201, 490	(275, 060)	196, 870	(270, 440)	©×84/100	+	1, 900	(2, 630)	×加算率	1, 860	(2, 590)	×加算率
-巴			乳 児	275, 060		270, 440			+	2, 630		×加算率	2, 590		×加算率
		3号	1、2歳児	158, 330	(231, 900)	155, 410	(228, 980)		+	1, 470	(2, 200)	×加算率	1, 440	(2, 170)	×加算率
	まで		乳 児	231, 900		228, 980			+	2, 200		×加算率	2, 170		×加算率

地域	定員	認定	年齡区分		※特別	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 処遇改善等加算 I				休日	保育	加算				夜間保育加算			
② ①	区分 ②	区分 3	4		Γ	(注)	処遇 [ ①	改善等力 (注)	D算 I			11)	処遇改善等 加算 I						処遇改善等 加算 I
	5人		1、2歳児	+	156, 520	(78, 260)	1, 560	(780)	×加算率								00.040		040 1-2 ///
	まで	3号	乳児	+	78, 260		780		×加算率		休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 265,100 211人~ 279人 284,000		2, 650×加算率 2, 840×加算率			+	99, 940	+	940×加算率
20/100	6人 から	3 <del>号</del>	1、2 歳児	+	156, 520	(78, 260)	1, 560	(780)	×加算率	350人~ 419人 35 420人~ 489人 35 490人~ 559人 45	420人~ 489人 397, 800 490人~ 559人 435, 700	+	3,210×加算率 3,590×加算率 3,970×加算率 4,350×加算率	÷	各月初日の	+	44, 660	+	390×加算率
地域	12人 まで		乳 児	+	78, 260		780		×加算率		560人~ 629人 473,600 630人~ 699人 511,500 700人~ 769人 549,400 770人~ 839人 587,300 840人~ 909人 625,300		4,730×加算率 5,110×加算率 5,490×加算率 5,870×加算率 6,250×加算率 6,630×加算率 7,010×加算率 7,390×加算率		利用子ども数		·		
	13人 から 19人	3号	1、2 歳児	+	156, 520	(78, 260)	1, 560	(780)	×加算率	-	910人~ 979人 663, 200 980人~1, 049人 701, 100 1, 050人~ 739, 000					+	30, 120	+	240×加算率
	まで		乳 児	+	78, 260		780		×加算率				-						
	5人 まで	3号	1、2歳児	+	151, 830	(75, 910)	1, 510	(750)	×加算率							+	99, 940	+	940×加算率
			乳 児	+	75, 910		750		×加算率	-	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 258,500 211人~ 279人 276,800 280人~ 349人 313,600		2,580×加算率 2,760×加算率 3,130×加算率						
16/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	151, 830	(75, 910)	1, 510	(750)	×加算率	+	350人~ 419人 350, 300 420人~ 489人 387, 100 490人~ 559人 423, 800 560人~ 629人 460, 600 630人~ 699人 497, 300	+	3,500×加算率 3,870×加算率 4,230×加算率 4,600×加算率 4,970×加算率	÷	各月初日の 利用子ども数	+	44, 660	+	390×加算率
	6 0		乳 児	+	75, 910		750		×加算率		700人~ 769人 534, 100 770人~ 839人 570, 800 840人~ 909人 607, 600		5,340×加算率 5,700×加算率 6,070×加算率					-	
	13人 から 19人	3号	1、2歳児	+	151, 830	(75, 910)	1, 510	(750)	×加算率	-	910人~ 979人 644, 300 980人~1, 049人 681, 100 1, 050人~ 717, 800		6, 440×加算率 6, 810×加算率 7, 170×加算率			+	30, 120	+	240×加算率
	まで		乳 児	+	75, 910		750	Ī	×加算率					Į					
	5人 まで	3号	1、2 歳児	+	150, 660	(75, 330)	1, 500	(750)	×加算率	-						+	99, 940	+	940×加算率
	0. 1		乳 児	+	75, 330		750		×加算率	-	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 256,800 211人~ 279人 275,100 280人~ 349人 311,900		2,560×加算率 2,750×加算率 3,110×加算率						
15/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	150, 660	(75, 330)	1, 500	(750)	×加算率	+	350人~ 419人 348, 600 420人~ 489人 385, 400 490人~ 559人 422, 100 560人~ 629人 458, 900 630人~ 699人 495, 600	+	3,480×加算率 3,850×加算率 4,220×加算率 4,580×加算率	÷	各月初日の 利用子ども数	+	44, 660	+	390×加算率
	5.		乳 児	+	75, 330		750		×加算率	-	630人~ 699人 495, 600 700人~ 769人 532, 400 770人~ 839人 569, 100 840人~ 909人 605, 900		4,950×加算率 5,320×加算率 5,690×加算率 6,050×加算率					-	
	13人 から 19人	3号	1、2 歳児	+	150, 660	(75, 330)	1, 500	(750)	×加算率	-	910人~ 979人 642, 600 980人~1, 049人 679, 400 1, 050人~ 716, 100		6,420×加算率 6,790×加算率 7,160×加算率			+	30, 120	+	240×加算率
	まで		乳 児	+	75, 330		750		×加算率	]	>		-	ļ					
	5人 まで	3 <del>号</del>	1、2歳児	+	147, 150	(73, 570)	1, 470	(730)	×加算率	=	休日保育の年間延べ利用子ども数					+	99, 940	+	940×加算率
			乳 児	+	73, 570		730	1	×加算率		~ 210人 251, 800 211人~ 279人 269, 500		2,510×加算率 2,690×加算率						
12/100 地域	6人 から 12人	3号	1、2歳児	+	147, 150	(73, 570)	1, 470	(730)	×加算率	+	280人~ 349人 305, 100 350人~ 419人 340, 700 420人~ 489人 376, 300 490人~ 559人 411, 900 560人~ 629人 447, 500	+	3,050×加算率 3,400×加算率 3,760×加算率 4,110×加算率 4,470×加算率	÷	各月初日の 利用子ども数	+	44, 660	+	390×加算率
	まで		乳 児	+	73, 570		730	-1	×加算率	■ 630人~ 699人 483, 700人~ 769人 518, 770人~ 839人 554,			4,830×加算率 5,180×加算率 5,540×加算率						
	13人 から 19人 まで	3号	1、2 歳児	+	147, 150	(73, 570)	1, 470	(730)	×加算率		840\text{\$\sigma\$} \pi \text{909}\text{\$\sigma\$} \text{589}\text{,800} \\ 910\text{\$\sigma\$} \pi \text{979}\text{\$\sigma\$} \text{625}\text{,400} \\ 980\text{\$\sigma\$} \text{\$\cap 1}\text{,049}\text{\$\sigma\$} \text{661}\text{,000} \\ 1\text{,050}\text{\$\sigma\$} \text{\$\sigma\$} \text{696}\text{,500}		5,890×加算率 6,250×加算率 6,610×加算率 6,960×加算率			+	30, 120	+	240×加算率
	4.0		乳 児	+	73, 570		730		×加算率										

地域	定員	認定			減価償却	即費加算		賃借料加算		Ī	連携施設を		食事の提供につい て自園調理又は連		管理者を	理者を配置していない場合					
区分	区分	区分	年齢区分		加算標準	草額 都市部			加算標準	草額 都市部		設定しない 場合		携施設等からの搬 入以外の方法によ る場合				処遇改善等 加算 I			
1	2	3	4		惊 筆				係 年	旬川司)		15)		%7¤□ (6				17			
			1、2歳児					a 地域	28, 800	32, 100				(0.40)							
	5人 まで	3号		+	6, 700	7, 300	+	b 地域	15, 900	17, 700	_	4, 930	_	(⑥(⑦) +⑧+⑫) × 9/100	_	94, 000	+	940×加算率			
	* C		乳 児					c 地域	13, 800	15, 400				× 9/100							
								d 地域	12, 400	13, 800			ł								
	6人		1、2歳児					a 地域	14, 400	16, 100				(⑥(⑦)							
20/100 地域	から 12人	3号		+	2, 800	3, 000	+	b地域	7, 900	8, 800	_	2, 050	_	+8+12) × 8/100	_	39, 560	+	390×加算率			
	まで		乳 児					c 地域 d 地域	6, 900 6, 200	7, 700 6, 900											
								a地域	18, 300	20, 400											
	13人		1、2歳児					b地域	10, 100	11, 200				(6(7)							
	から 19人	3号		+	1, 700	1, 900	+	c地域	8, 800	9, 800	-	1, 290	-	+(8)+(2) × 8/100	-	24, 980	+	240×加算率			
	まで		乳 児					d地域	7, 900	8, 700											
								a 地域	28, 800	32, 100											
	5人		1、2歳児					b 地域	15, 900	17, 700				(6(7) +8+12)							
	まで	3号	71 15	+	6, 700	7, 300	+	c 地域	13, 800	15, 400	_	4, 930	-	× 9/100	_	90, 420	+	900×加算率			
			乳 児					d 地域	12, 400	13, 800											
			1、2歳児					a 地域	14, 400	16, 100											
16/100	6人 から	3号	1、2成汽	+	2, 800	3, 000	_	b地域	7, 900	8, 800		2, 050		(6(7) +8+12)		38, 060	_	380×加算率			
地域	12人 まで	0.5	乳 児		2, 000	0, 000	ľ	c 地域	6, 900	7, 700		2, 030		× 9/100		50, 000		000 <加井中			
			76 76					d 地域	6, 200	6, 900											
			1、2歳児								a 地域	18, 300	20, 400				(@(@)				
	13人 から 19人	3号		+	1, 700	1, 900	+	b 地域	10, 100	11, 200	- 1, 290	_	(⑥(⑦) +⑧+⑫) × 8/100	_	24, 030	+	240×加算率				
	まで		乳 児					c 地域	8, 800	9, 800				× 6/100							
								d 地域	7, 900	8, 700											
			1、2歳児					a地域	28, 800	32, 100				(©(⑦)							
	5人 まで	3号		+	6, 700	7, 300	+	b地域	15, 900		_	4, 930	_	+(8)+(2) × 9/100	_	89, 530	+	890×加算率			
			乳 児					c 地域 d 地域	13, 800 12, 400	15, 400 13, 800											
								a 地域		16, 100											
.=	6人		1、2歳児					b地域	7, 900	8, 800				(6(7)							
15/100 地域	から 12人 まで	3号		+	2, 800	3, 000	+	c地域	6, 900	7, 700	_	2, 050	-	+(8)+(2) × 9/100	-	37, 680	+	370×加算率			
	* C		乳 児					d 地域	6, 200	6, 900											
								a 地域	18, 300	20, 400											
	13人 から		1、2歳児					b 地域	10, 100	11, 200				(⑥(⑦) +⑧+⑩)							
	が 19人 まで	3号		+	1, 700	1, 900	+	c 地域	8, 800	9, 800	-	1, 290	-	× 8/100	_	23, 800	+	230×加算率			
			乳 児					d 地域	7, 900	8, 700											
			1、2歳児					a 地域	28, 800	32, 100											
	5人	3号	1、2成汽	+	6, 700	7, 300	+	b 地域	15, 900	17, 700	_	4, 930	_	(6(7) +8+12)	_	86, 850	+	860×加算率			
	まで	0.5	乳 児		0, 700	7, 000	ľ	c 地域	13, 800	15, 400		4, 550		× 9/100		00, 000		000 <加井中			
			76 76					d 地域	12, 400	13, 800											
			1、2歳児					a 地域	14, 400	16, 100											
12/100	6人 から	3号		+	2, 800	3, 000	+	b 地域	7, 900	8, 800	l_	2, 050	_	(⑥(⑦) +8+⑫)	_	36, 550	+	360×加算率			
地域	12人 まで		乳 児					c 地域	6, 900	7, 700				× 9/100							
								d 地域	6, 200	6, 900	ł										
	13人		1、2歳児					a 地域	18, 300	20, 400	+ <b>├</b> ───┤	(⑥(⑦)									
	13人 から 19人	3号		+	1, 700	1, 900	+	b 地域	10, 100		_	1, 290	-	+8+(2) × 9/100	_	23, 080	+	230×加算率			
	まで		乳 児					C地域	8, 800	9, 800				5, 100							
	<u> </u>	<u> </u>					]	d 地域	7, 900	8, 700	ļ										

				1		土曜日に閉	所する場合		
地域区分	定員 区分	認定区分	年齢区分		月に1日土曜日を 閉所する場合	月に2日土曜日を 閉所する場合	月に3日以上土曜日 を閉所する場合	全ての土曜日を閉 所する場合	定員を恒常的に超 過する場合
1	2	3	4			(	8		19
	5人 まで	3号	1、2歳児	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 1/100	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 3/100	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 4/100	((6)(7))+(8) +(10)+(2) × 6/100	((⑥∼(®) × 59/100
20/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	-	((6)(7)+(8) +(10)+(12) × 2/100	((6)(7)+(8) +(0)+(2) × 3/100	((6)(7)+(8) +(10)+(2) × 5/100	(6 (7) +8 +(0+(2) × 6/100	(⑥∼®) × 82/100
	13人 から 19人 まで	3 <del>号</del>	1、2歳児	-		(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 3/100		(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 6/100	
	5人 まで	3号	1、2歲児	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 1/100	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 3/100	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 4/100	(6)(7)+8) +10+12) × 6/100	(⑥∼⑱) × 61/100
16/100 地域	6人 から 12人 まで	3 <del>号</del>	1、2歳児	-	((6)(7)+(8) +(0)+(2) × 2/100	((6)(7)+(8) +(0)+(2) × 3/100	((6)(7)+(8) +(0)+(2) × 5/100	((6)(7)+(8) +(10)+(2) × 6/100	(⑥∼®) × 82/100
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児乳 児	-	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 2/100	((6)(7))+(8) +(0)+(2) × 3/100	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 5/100	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 6/100	
	5人 まで	3 <del>号</del>	1、2歳児	-	((6)(7))+(8) +(0)+(2) × 1/100	((6)(7)+(8) +(0)+(2) × 3/100	((6)(7))+(8) +(0)+(2) × 4/100	((6) (7) + (8) + (10) + (2) × 6/100	((⑥∼(®) × 61/100
15/100 地域	6人 から 12人 まで	3 <del>号</del>	1、2歳児	-	((6) (7) + (8) +(0) + (2) × 2/100	((6)(7)+(8) +(0)+(2) × 3/100	((6)(7))+(8) +(10)+(2) × 5/100	((6) (7) + (8) + (10) + (2) × 6/100	((⑤)∼(®) × 82/100
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	_	((6) (7) + (8) +(0) + (2) × 2/100	+(10+(2))	+(10+(12))	((6) (7) + (8) + (10) + (2) × 6/100	
	5人 まで	3 <del>号</del>	1、2歳児	-	((6) (7) + (8) +(0) + (2) × 1/100	((6)(7)+(8) +(0)+(2) × 3/100	+(10+(12)	((6)(7))+(8) +(0)+(2) × 6/100	(⑥~⑱) × 61/100
12/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児乳	_		((6)(7))+(8) +(0)+(2) × 3/100	+(10+(12)	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 6/100	(⑥∼®) × 82/100
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	-	((6) ((7)) + (8) + (10) + (12) × 2/100	((6)(7))+(8) +(10)+(2) × 3/100	+(10+(12))	(⑥(⑦)+⑧ +⑩+⑫) × 6/100	

# 加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	20	(算式 1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・処遇改善等加算Ⅱ一① 48,780 × 人数 A ・処遇改善等加算Ⅱ一② 6,100 × 人数 B (算式 2) A:処遇改善等加算Ⅱ一① 48,780 ÷ 各月初日の利用子ども数  B:処遇改善等加算Ⅱ一② 6,100 ・ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算	21	2 号に掲げる地域	白
		3 級 地 1,570 その他地域:1級地から4級地以外の地域	
		l l	
除雪費加算	22	6,120 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算	23	154,880÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	24)	160,000(限度額)÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	
		基本額 処遇改善等加算 I A ( 76,960 + 760×加算率 ) ÷各月初日の利用子ども数	
栄養管理加算	25)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A:Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B:基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる 職員が栄養士を兼務している施設 C:A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	
		E本額       10,000 ÷各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	26	150,000÷3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	

#### (注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

# 2 向上支援費について

本資料内の記述は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定します ので、あらかじめご了承ください。

向上支援費は、保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成するものです。

# 助成項目(単価は基本的に月額です)

- I 小規模保育事業・事業所内保育事業共通項目
- 1 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担の軽減を図る施設に対し、保育業務の負担軽減につながる取組(保育支援者の雇用等)や保育・教育の充実のために活用できる経費を助成します。

# (1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- □月の初日に利用児童が1人以上いる。
- □業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる(注)。
- □子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。
- (注)保育支援者(※)が以下に例示する業務を行う場合や、事務の簡素化、保育業務へのICT導入等により保育士の負担軽減に取り組んでいる場合。
  - ・事務業務 ・保育整備、遊ぶ場所、遊具等の消毒 ・清掃
  - ・給食の配膳 ・あとかたづけ ・寝具の用意 ・あとかたづけ
  - ・ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
  - ・園外活動時の見守り ・その他、保育士の負担軽減に資する業務

※保育支援者:保育に係る周辺業務を行う保育士資格を有しない者 (保育補助者を除く)

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書	
(第1号様式)	

#### (3) 単価

1園あたり 50,000円

# 2-(1) 食育推進助成

創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮 した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う施設に対して助成します。

# (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

# □自園調理していること

※「開所日全て(月から土曜日まで(日曜日・祝日を除く)」において、自園調理 している必要があります。(保育の利用希望がなく、給食を提供しない日がある場合 合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、自園調理とみなします。)

※自園で調理員を雇用し、調理を実施していること、又は調理業務委託により、自園の施設内で調理していることが必要となります。(外部搬入による給食の提供は、加算の対象外となります。)

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書	
(第1号様式)	
雇用状況表	
(第2号様式)	

## (3) 単価

1園あたり 97,500円

2-(2) 食育推進助成(休日) ※休日保育実施施設【小規模 A・B型、事業所内(地域枠)】のみ 休日保育を行う際に、自園調理を行うための助成です。

# (1) 加算の要件

以下の各要件を満たす事業所に加算します。

- □休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、休日保育において、自園調理を 行っている。
- ※自園で調理員を雇用する以外に、調理業務委託により、自園の施設内で調理している場合も助成対象(外部搬入及び弁当持参の場合は不可)とします。

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書	
(第1号様式)	
	kd-kyujitsuhoiku@city.yokohama.jp
(大口仍玄字长兼加答·英田尼山事 / 签 10 兄关于)	にデータを添付して提出。
休日保育実施兼加算適用届出書(第10号様式)	(当該年度で初めて請求する月の 15
	日まで)

# (3) 単価

1園あたり 31,590円

# 3 アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費です。利用定員に対するアレルギーの「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて、加算します。

# (1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす事業所に加算します。

- □アレルギー対応マニュアルを作成し※1、マニュアルに沿って対応していること
- ロアレルギー児童の生活管理指導表※2が提出されていること
- □利用定員に対する対象児童(月初日時点)(市外児童含む)の割合が1%(小数点以下切り上げ)(1人)以上であること
- ※1 本市作成の『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』でも可です。
- ※2 生活管理指導表は、『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』に規定された様式で、全施設・事業所共通です。
  - ※ 生活管理指導表の提出日の属する月の翌月(ただし、提出日が月初日の場合、当月) から対象児童とします。
    - (例) 提出日が4月1日の場合は4月から対象、4月2日の場合は5月から対象
- ※ アレルギー対応が解除となった児童についても、所在区こども家庭支援課へ報告を行ってください。
- ※ 生活管理指導表の「気管支ぜん息」のみに該当する児童については、原則として生活管理指導表の提出は不要です。また、アレルギー児童数報告書への記載はできません。

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

# ①施設が所在するこども家庭支援課へ提出する書類

必要書類	備考
	加算適用開始月の 15 日までに提出
アレルギー児童数報告書 (原本)	(令和4年4月分については、令和4年
(第2号様式)	3月末までに提出)
	※生活管理指導表について、アレルギー
	の状況に変化がない場合、4月に再提出
	する必要はありません。ただし、見直し
  アレルギー疾患生活管理指導表(写)	(治療を継続している等、アレルギーの
プレルイー疾患生品官理拍导衣(子)	状況を医師が確認していること)が行わ
	れているかを、保護者との協議を通じて
	1年に1回以上ご確認ください。

# ②こども青少年局 保育・教育給付課 市内施設給付担当へ提出する書類

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式)	
アレルギー児童数報告書(写)	区福祉保健センターへ提出したものの写
(第2号様式)	L

# (3) 単価

1園あたり 26,600円

# 4 産休等代替職員雇用費

事業者で定める常勤職員(保育士・家庭的保育者・看護職・栄養士・調理師等)が出産 や疾病のため有給で2週間以上療養する場合、その職員の職務を他の職員に行わせたり、 代替職員を雇用したりするための経費です。

# (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

- □事業者で定める常勤職員(保育士・家庭的保育者・看護職・栄養士・調理師等)が、 年次有給休暇ではない産休・病休を有給(全額支給)で取得し、期間が2週間以上 継続すること
- ※助成対象の病休期間は最大で90日までです。
- ※令和4年4月1日以降の休暇・療養期間が対象になります。
- ※管理者は対象外です

## (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

加昇の部化にめたりでは、以下の音類には	
必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書	
(第1号様式)	
産休等代替職員雇用費実績報告書	
(第4号様式)	
産休等職員の賃金の全額を支給することが	
わかる就業規則又は労働契約書(写)	
産前産後休暇の期間がわかる就業規則(写)	
是两是仅有"快"//// 42 // 3 /// 3 /// 3 // 3 // 3 // 3	
	雇用形態、勤務形態、勤務日数、勤務時
産休等職員の雇用契約書等(写)	間等がわかるもの(雇用契約書の写しで
(三), 在地域。2/压川人心目 在(1)	わからない場合は、休養前のシフト表等
	を追加で提出)
産休等職員の妊娠証明書、医師の診断書又	出産予定日又は療養が必要な期間の記載
は母子健康手帳(写)	のあるもの
出産日を証する書類(写)	【産休の場合のみ】母子健康手帳でも可
産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払	
キャルぶんみフォの (空)	
ったことがわかるもの(写)	

【注意】請求は休暇・療養期間が終了してから行います。休暇・療養期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとに請求します。

例)休暇・療養期間が3月1日から4月28日の場合

<u>3月1日から3月31日の分は、3月分として請求します。</u>4月1日から4月28日の分は、5月分以降に請求します。

#### (3) 単価

休暇・療養している職員の休暇・療養前の勤務実態及び資格種別に応じた助成です。

職種	単価(時給)
【小規模A・B型・事業所内】保育士 【小規模C型】家庭的保育者	1,224円
看護職	1,904円
栄養士	1,260円
無資格 (上記以外)	1,056円

# 5-(1) 障害児等受入加算

「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、障害児や特別支援児童の保育に必要な職員を加配するための経費です。

※ 事業所からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求 可能となります。

# (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

- □障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童が在籍している。
- ※『障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)』の加配区分開始日の属する月の翌月(ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月)から助成します。

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式)	
障害児保育教育対象児童等加配区分認定 (変更)通知書(写)	区福祉保健センターより送付された通知の 写し
障害児保育教育対象児童等申請・認定確 認書(施設・事業者 →保護者説明用)(写)	【障害児・特別支援児の場合のみ】 保護者へ説明し、署名をもらった確認書の 写し

# (3) 単価

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定された下記の単価と公定価格における障害児保育加算の支給額との差額 (処遇改善等加算 I を除く) を助成します。

計算した金額がマイナスになる場合は助成対象外とします。

	(対象児童1人あたり)	
	<u>A区分(1:1相当)</u>	315,600円
標準時間認定	B区分(2:1相当)	248,300円
(11時間)	<u>C区分(3:1相当)</u>	161,200円
	特別支援	95,700円
	A区分(1:1相当)	229,500円
短時間認定	<u>B区分(2:1相当)</u>	180,600円
(8時間)	<u>C区分(3:1相当)</u>	117,200円
	特別支援	69,600円

※A~C 区分は「障害児保育教育対象児童加配区分認定(変更)通知書」に記載されている区分です。

# 《例》標準時間認定の重度(1:1)認定児童(2歳児)が1名、小規模(A型)を利用している場合

- **※下記の公定価格の金額はあくまで例**です。各事業所の利用定員に応じて計算をしてください。(請求時は該当年度の単価で算定してください。)
- |A| 障害児等受入加算の基準額:315,600円
- B 公定価格の障害児保育加算**(処遇改善等加算 I を除く)**: 151,830 円
- $A B = 315,600 \, \text{H} 151,830 \, \text{H} = 163,770 \, \text{H}$
- ⇒163.770 円が本市への請求助成金額となります。
- ※請求時は請求明細作成ソフトに施設で計算していただいた助成金額を入力していただく必要があります。(自動計算ではありません)
- ※A、B双方について、月途中入所・退所の児童がいる場合は、日割りの計算が必要になります。
- <日割り計算方法>
  - 1人当たりの金額×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(25日を超える場合は25日)÷25日
- 5-(2) 障害児等受入加算(休日)※休日保育実施施設【小規模A・B型、事業所内(地域枠)】のみ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、休日保育において「横浜市障害児等 の保育・教育実施要綱」に基づき、区福祉保健センターが認定した障害児や特別支援児童 の保育に必要な職員を加配するための経費です。

#### (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

□休日保育実施日に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童として区福祉保 健センターから認定されている児童を保育している。

## (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式)	
障害児保育教育対象児童等加配区分認定 (変更)通知書(写)	区福祉保健センターより送付された通知 の写し
障害児保育教育対象児童等申請・認定確 認書(施設・事業者 →保護者説明用)(写)	【障害児・特別支援児の場合のみ】 保護者へ説明し、署名をもらった確認書の 写し
休日保育利用児童報告書	kd-kyujitsuhoiku@city.yokohama.jpにデータを添付して提出。(加算対象月の翌月15日まで)

# (3) 単価

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定

	<u>A区分</u> <u>(1:1相当)</u>	<u>B区分</u> (2:1相当)	<u>C区分</u> (3:1相当)	特別支援
標準時間	102, 250 円	80,440 円	52, 220 円	31,000円
短時間	74, 350 円	58,510円	37,970 円	22, 550 円

# 6 被虐待児童対応費

虐待が疑われ、保育所等を利用する児童で、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認める場合に助成します。

# (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

- □区福祉保健センター長が被虐待児童と認めた児童が在籍している。
- ※『被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通知書』の加配区分開始日の属する月の翌月(ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月)から助成します。

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書	
(第1号様式)	
被虐待児保育教育対象児童認定(変更)	区福祉保健センターより送付された通知の
決定通知書 (写)	写し

## (3) 単価

対象児童の入所日・退所日に応じて日割りします。 (対象児童1人あたり) 229,500円

# 7 保育士等雇用対策費【4月~6月のみ(令和6年度末まで)】

利用定員を満たしていない場合でも、定員分の保育従事者を確保する必要があるため、 4~6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ)公定価格の基本分単価(1、2歳児の 保育短時間認定)の2分の1を空き定員児童数に応じて助成します。今後、利用状況や公 定価格を踏まえ、見直しを検討します。

※ 事業所内保育事業は地域枠部分のみに適用します。

## (1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている事業所に加算します。

- □利用定員分の必要保育従事者が確保され、実際に勤務していること
- □月初に空き定員があること(年齢別の定員ではなく、全体の利用定員の中での空き 定員とします。)
- ※「安全な保育を実施するための職員雇用費」、「補助員雇用費」及び「延長保育実施 加算」が請求可能な場合は、これらを優先して請求すること。

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式)	
雇用状況表	
(第2号様式)	

## (3) 単価

空き定員1人あたり 公定価格の基本分単価(1、2歳児の保育短時間認定)の1/2

# 8 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準を用いて実施する第三者 評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した 第三者評価契約に係る受審料に適用し、実際に要した額と公定価格における支給額との差 額を支給します。

# (1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている事業所に加算します。

- □かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準に沿ってかながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。
- □公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、令和5年3月分の請求において、同時に請求を行うこと。
- ※詳細は公定価格 (9ページ) を参照してください。

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

# 【手続き①申請 令和4年12月末期限】

必要書類	備考
第三者評価受審加算( <mark>申請</mark> ・報告)書	公定価格「第三者評価受審加算」の
(第5号様式)	必要書類と兼用

## 【手続き②報告 令和5年3月15日期限】

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書	
(第1号様式)	
第三者評価受審加算(申請· <u>報告</u> )書	公定価格「第三者評価受審加算」の
(第5号様式)	必要書類と兼用
受審費用の支払いに係る領収書(写)	

## (3) 単価

- 1施設につき5年に1回60万円を上限に助成します。
- ・第三者評価受審費は、年額15万円が公定価格化されたため、上限助成額より公定 価格分を差し引いた額を助成します。

# Ⅱ 小規模保育事業 (A型・B型)・事業所内保育事業共通項目

## 9 看護職雇用加算

看護職(看護師、保健師、助産師、准看護師)の職員を雇用している場合に、保育士の 雇用経費との差額相当分(格付け加算)を助成します。

対象:看護師、保健師、助産師、准看護師

# (1) 加算の条件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

- □月 160 時間、120 時間、80 時間、または 40 時間以上勤務の看護師、保健師、助産 師、准看護師を雇用している。
  - ※派遣職員も助成対象です。
  - ※看護職を複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間数の合計が月 160時間、120時間、80時間、または40時間以上となること。

## (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書	
(第1号様式)	
雇用状況表	
(第2号様式)	

# (3) 単価

月160時間以上	1施設あたり	108,800円
月120時間以上	1施設あたり	81,600円
月80時間以上	1施設あたり	54,400円
月40時間以上	1施設あたり	27,200円

※対象者が複数いる場合には、契約している所定労働時間の合計が月 160 時間、120 時間、80 時間又は 40 時間以上となっていれば請求可。

# 10 安全な保育を実施するための職員雇用費

開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合でも、常時最低2人以上の保育従事者を配置し、安全な保育を実施するために保育士を雇用するための経費です。

# (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

- □市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を 0.5人 (月80時間)雇用している。
- □常時2人以上の保育士を配置している。
- □朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を実施していない

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書(第1号様式)	
雇用状況表 (第2号様式)	

## (3) 単価

1園あたり 91,800円

# Ⅲ 小規模保育事業(C型)のみの項目

#### 11 補助員雇用費

開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合でも、常時最低2人以上の保育従事者を配置し、安全な保育を実施するために家庭的保育補助者を雇用するための経費です。

#### (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

- □市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を
  - 0. 5人(月80時間)雇用している
- □家庭的保育者に加え常時1名以上の家庭的保育補助者(家庭的保育者でも可)を配置している。

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書(第1号様式)	
雇用状況表 (第2号様式)	

## (3) 単価

1園あたり 82,500円

# 12 家庭的保育者 1 名分加配加算

児童の処遇向上のため、家庭的保育者を3名雇用している場合に、家庭的保育補助者の 雇用経費との差額相当分(格付け加算)を助成します。

# (1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

□家庭的保育者を3名雇用している。

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書	
(第1号様式)	
雇用状況表	
(第2号様式)	

# (3) 単価

1園あたり 46,200円

# 3 延長保育事業について

子ども・子育て支援新制度においては、2・3号認定児童が利用する給付対象施設・事業者において、教育・保育給付認定区分に応じた保育時間を超える延長保育を実施することができます。

# 1 保育時間の考え方

(1) 保育時間(8時間)

保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、8時間とします。子どもの生活 リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯とする ことを基本とします。

(2) 保育時間(11時間)

保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、11時間とします。

(3) 開所時間

延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とします。

#### 2 延長保育の考え方

各施設・事業者において、保育時間の考え方に基づき、保育時間(8時間)と保育時間(11時間)を設定していただきます。

教育・保育給付認定区分によって、延長保育となる時間帯が異なります。

(1) 「保育短時間」認定の子ども

各施設・事業者が定める保育時間(8時間)を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

(2) 「保育標準時間」認定の子ども

各施設・事業者が定める保育時間 (11 時間) を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

#### 3 延長保育の実施にあたって

(1) 職員配置

延長時間帯の保育は、対象児童の年齢・人数に応じた市基準の保育士等を配置することとします。なお、「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」を適用する場合はその限りではありません。(詳細は別添QA33をご参照ください。)

#### (2) 間食・夕食の提供

原則として、間食・夕食の提供は以下のとおりとします。

18時30分を超えて19時までの延長保育を必要とする児童には間食を提供します。

19 時を超えて19 時30 分までの延長保育を必要とする児童には間食あるいは夕食を提供します。

19時30分を超えて延長保育を必要とする児童には夕食を提供します。

## 4 延長保育事業の実施・変更の届出

延長保育事業の開始及び変更の際、「横浜市延長保育事業実施(変更)届」を所在区こども 家庭支援課にご提出ください。

原則、変更適用月の1か月前までにご提出ください。ただし、年度当初(4月)から変更する場合は、原則前年度の8月末までにご提出ください。

#### 5 利用要件

<u>延長保育時間帯に保育が必要であること</u>を利用要件とします。 利用する保護者は、事前に施設に申し込むこととします。

#### 6 延長保育料の考え方

いずれの時間帯でも、延長保育料は月額 30 分あたり 1,700 円、10 日以内利用 30 分あたり 850 円をガイドライン (上限) とします。

延長保育料は、第二子は50%減免、第三子は100%減免(0円)、AB階層減免は50%減免とします。なお、きょうだい区分(第一子や第二子等)や副食費徴収免除対象者の区分(「免除(A)」「免除(B)」「免除」等)、負担区分(A~E階層)については、区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

# 7 延長保育料のガイドライン

別紙のとおりです。

# 8 延長保育事業の助成制度(単価は、特別に記載の無い限り月額です。)

市独自助成の向上支援費は、11 時間までの保育に係る経費を助成するものです。延長保育 事業実施にあたり、通常の保育から切れ目のない延長保育を実施するため、ローテーション のための保育士雇用経費や調理員雇用経費など必要な助成を行います。

# (1) 延長保育実施加算

11 時間を超えて自施設で延長保育を実施している施設・事業者に対し、ローテーション 保育士雇用費と施設管理費を助成します。

- ※分園を設置している場合、本園・分園とも11時間を超えて開所する必要があります。
- ※事業所内保育事業は地域枠の方の利用がある場合のみの助成とします。
- ※土曜日共同保育を実施している場合、当加算の土曜部分については、実施園のみ請求可能です。(依頼園は請求できません)

## ア 支給条件

□11 時間を超えて開所し、市基準配置人数に加えて、1名以上、次の者を雇用している こと

保育所、小規模保育事業(A型、B型)、 事業所内保育事業	保育士	
認定こども園	保育教諭	
小規模保育事業(C型)、家庭的保育事業	家庭的保育者又は家庭的保育補助者	

#### イ 単価

【保育所・認定こども園】

#### 平日

開所時間	11 時間超 12 時間未満	212, 300 円
開所時間	12 時間以上 13 時間未満	328, 200 円
開所時間	13 時間以上 14 時間未満	479, 900 円
開所時間	14 時間以上	595,800 円

## 土曜

開所時間	11 時間超 12 時間未満	40,410円
開所時間	12 時間以上 13 時間未満	62,470 円
開所時間	13 時間以上 14 時間未満	91,380円
開所時間	14 時間以上	113,440 円

## 【小規模保育事業、事業所内保育事業】

## 平日

開所時間	11 時間超 12 時間以下	212, 300 円
開所時間	12 時間超	328, 200 円
土曜		
開所時間	11 時間超 12 時間以下	40,410 円

## 【家庭的保育事業】

開所時間 12時間超

## 平日

開所時間	11 時間超	122, 300 円
土曜		
開所時間	11 時間超	23, 310 円

## (2) 延長保育従事職員雇用費

各児童の利用実績(15分単位)をもとに年齢区分・時間帯に応じた単価を加算します。 ア 支給条件

62,470 円

- □延長保育の利用実績があること
- □横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に延長保育料を設定し、第三子を除き延長保 育料を徴収していること
- イ 単価(延長保育1人あたり15分につき)※休日等も同じ単価
  - ・延長 I (保育時間(11時間)) ×1 ※短時間認定児童のみ

・延長Ⅱ (5:00~22:00) ×1.25

・延長Ⅲ (22:00~24:00) ×1.5

・延長Ⅳ (24:00~5:00) ×1.6

## 【保育所・認定こども園】

年齢	延長 I	延長Ⅱ	延長Ⅲ	延長IV
0歳児	280 円	350 円	420 円	450 円
1歳児	210 円	260 円	320 円	340 円
2歳児	160 円	200 円	240 円	260 円
3歳児	50 円	60 円	80 円	90 円
4、5歳児	30 円	40 円	50 円	60 円

## 【小規模保育事業(A型、B型)、事業所内保育事業】

年齢	延長 I	延長Ⅱ
0歳児	280 円	350 円
1歳児	140 円	180 円
2歳児	140 円	180 円

## 【小規模保育事業 (C型)】

年齢	延長 I	延長Ⅱ
0歳児	200 円	250 円
1歳児	200 円	250 円
2歳児	200 円	250 円

## 【家庭的保育事業】

年齢	延長 I	延長Ⅱ
0歳児	100 円	130 円
1歳児	100 円	130 円
2歳児	100 円	130 円

## (3) 調理人雇用費

間食及び夕食を<u>自園調理している</u>施設・事業者に対して開所時間に応じて助成します。 委託の場合も助成対象とします。

## ア 支給条件

- □延長保育実施日全てにおいて、自園調理(委託含む)していること
- ※延長保育を実施している時間帯に、自園で調理員を雇用し、調理を実施している、又は調理業務委託により、自園の施設内で調理していることが必要となります。外部搬入は対象外です。
- ※土曜日共同保育を行っている場合、実施園が本加算の要件を満たす場合には依頼園で も本加算を適用することができます。
- □平日の閉所時刻が19時以降であること

## イ 単価

閉所時刻	助成額
19 時以降 19 時 30 分まで	81,600円
19 時 30 分超	108,800円

## (4) 延長保育障害児等受入加算

児童が障害児等保育教育児童として決定し、かつ延長保育の利用申込をしている場合に1人当たりに助成します。

障害児保育教育児童、特別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童を対象とします。

※土曜日共同保育を実施している場合、依頼園でも本加算を適用可能です。

## ア 支給条件

- □区福祉保健センターによる対象児童の認定
- □日割りの利用申込者は対象外で、11日以上利用申込者を対象とします。

## イ 単価

対象児一人につき

【保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業】

43,900 円

【家庭的保育事業】

13,200 円

## (5) 夜間保育所費

夜間保育所に対して助成します。

## ア 支給条件

- □夜間保育所として以下の認可を受けた施設であること
- (ア) 開所時間が12時間以上であること
- (イ) 開所時間が24時間であること

## イ 単価

- (ア) 229,500円
- (イ) 1,298,400円

## (6) 分園加算

平日に12時間以上開所している分園を持つ施設に助成します。

※本園及び分園の平日開所時間が12時間に満たない場合、常時分園を閉所して本園にて延 長保育を実施する場合は対象外です。

## ア 支給条件

- □平日開所時間が12時間以上
- □分園において延長保育を実施していること
  - ※本園・分園ともに対象児童の年齢・人数に応じた市基準の保育士を配置(常時2名以上の保育士を配置することが原則ですが、朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を適用する場合はその限りではありません。詳細は別添QA33をご参照ください。)することが必要です。

## イ 単価

616,400 円

## (7) 延長保育AB階層減免費

延長保育において、利用した児童の保護者から間食代や夕食代を徴収する際、副食費徴収免除対象者のうち「免除(A)」又は「免除(B)」、保育料の階層がA階層又はB階層の場合には基準の代金の半額(10円未満の端数は切り捨て)を徴収し、その残り(10円未満の端数は切り上げ)を助成します。

ただし、基準となる間食代、夕食代についてはガイドラインの金額を上限とした実費と します。

日割りしている場合も対象です。

※土曜日共同保育を実施している場合でも本加算の適用は可能です。

## ア 支給条件

- □延長保育の利用実績があり、ガイドラインを上限とした実費徴収を行っていること
- □該当児童が「免除(A)」又は「免除(B)」、あるいは、A階層又はB階層であること

## イ 単価

利用児童一人につき

間食代	1月利用	1,250円
	半月利用	630 円
夕食代	1月利用	3,750円
	半月利用	1,880円

## 9 休日保育延長保育の助成制度

日曜日、国民の祝日及び休日(以下、「休日」という)において、公定価格の「延長保育実施加算」の対象となる施設・事業者で、休日に11時間以上開所している施設・事業者に対し、休日の延長保育事業実施に当たり、必要な経費の助成を行います。

対象は保育所、認定こども園(2号・3号)、小規模保育A型及びB型、事業所内保育(地域枠)です。

## (1) 延長保育実施加算(休日)

## (2) 支給条件

休日保育実施施設として横浜市に届出しており休日保育において11 時間を越えて開所 している施設・事業者に対し、ローテーション保育士雇用費と施設管理費を助成します。 ※開所時間に応じて助成します。

※事業所内保育事業は地域枠の方の利用がある場合のみの助成とします。

## イ 単価(月額、1施設あたりの単価)

【保育所、認定こども園(2号・3号)】

開所時間が 11 時間超 12 時間未満	93, 580 円
開所時間が 12 時間以上 13 時間未満	149, 990 円
開所時間が 13 時間以上 14 時間未満	220, 220 円
開所時間が 14 時間以上	276, 630 円

## 【小規模保育事業A型及びB型、事業所内保育事業(地域枠)】

開所時間が 11 時間超 12 時間以下	93, 580 円
開所時間が 12 時間超	149, 990 円

## (2) 調理人雇用費(休日)

## ア 支給条件

休日保育実施施設として横浜市に届出しており、休日の延長保育時間において、間食 及び夕食を自園調理している施設・事業者に対して開所時間に応じて助成します。調理 業務委託の場合も助成対象とします。外部搬入及び弁当持参の場合は加算対象外です。

## イ 単価 (月額、1施設あたりの単価)

閉所時刻が 19 時以降 19 時 30 分まで	26, 430 円
閉所時刻が 19 時 30 分超	35, 250 円

## (3) 延長保育障害児等受入加算(休日)

## ア 支給条件

休日保育実施施設として横浜市に届出しており、児童が障害児等保育教育児童として 決定し、かつ休日の延長保育の利用決定をしている場合に1人当たりに助成します。

イ 単価 (月額、1人あたりの単価) 14,220円

## (4) 延長保育AB階層減免費(休日)

## ア 支給条件

休日の延長保育を利用した児童の保護者から間食代や夕食代を徴収する際、副食費徴収免除対象者のうち「免除(A)」又は「免除(B)」、保育料の階層がA階層もしくはB階層の場合には基準の代金の半額(10円未満の端数は切り捨て)を徴収し、その残り(10円未満の端数は切り上げ)を助成します。

ただし、基準となる間食代、夕食代についてはガイドラインの金額を上限とした実費 とします。

※延長保育の利用料については、別紙「延長保育料ガイドライン」のとおりです。

## イ 単価

利用児童一人につき1回あたり

間食代	夕食代
60 円	190 円

## 延長保育料ガイドライン

## 1 延長保育料額(月額)※月曜~土曜日

## (1) 単価

基本単価(11日以上利用)	30分あたり1,700円
10日以内利用	30分あたり850円

※30分単位で算定します。

※延長保育の設定時間が30分に満たない場合は、30分あたり金額から按分します。

例:延長保育の時間が15分→15分あたり月額850円

%ガイドラインの金額を上限に、各施設・事業において、日割・時間割を設定することは可能です。

## (2) きょうだい児減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

## (3) AB階層減免

2号:(副食費免除対象者のうち)免除(A)(B) 3号:AB階層	50%減免
-------------------------------------	-------

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

## 2 延長保育 間食代・夕食代 (月額) ※月曜~土曜日

	間食代		夕食代	
	1月利用 (11日以上利用)	10日以内利用	1月利用 (11日以上利用)	10日以内利用
2号: 免除(A)(B) 3号: AB階層	1,250円	620円	3, 750円	1,870円
上記以外	2, 500円	1,250円	7, 500円	3,750円

※1人あたりの実費を上限とします。

## 3 延長保育料額 ※休日等(日曜日、国民の祝日及び休日)

## (1) 単価

1日30分あたり	80円

## (2) きょうだい児減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

## (3) AB階層減免

2号: (副食費免除対象者のうち) 免除(A)(B) 3号: AB階層	50%減免
--	-------

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

## 4 延長保育 間食代・夕食代 ※休日等(日曜日、国民の祝日及び休日)

	間食代	夕食代
	1日あたり	1日あたり
2号: 免除(A)(B) 3号: AB階層	60円	180円
上記以外	120円	370円

※1人あたりの実費を上限とします。

## 延長保育事業の&A

## 対象者について

## 1. 事前申し込みしていない人も使えるのか。

あらかじめ職員配置等の準備を行うことから、事前に申し込んでいただくよう市の利用案 为で周知しています。

## 2. 延長保育の利用要件はどのように判断すればよいか。

延長保育事業の利用要件は、「延長保育時間帯に保育が必要であること」としており、児 童福祉施設としての保育所の役割・目的や保育所保育指針の保護者に対する支援等、保育の 必要性について施設長が判断することとします。

# 3. 育児休業中の人も延長保育料を支払えば、延長保育を利用できるのか。

延長保育の利用は。延長保育時間帯に、保育が必要であることが要件です。 育休中の方も、疾病や介護など個別の事情により、延長保育時間に保育が必要であると施設 長が判断できる場合は、延長保育の対象となります。

## 4. 産前産後や求職中の場合は、延長保育の対象外か。

延長保育の利用は、延長保育時間帯に、保育が必要であることが要件です。

産前産後や求職中の方も、例えば通院や面接の時間が延長保育の時間にあたるなど個別の事情により、延長保育時間に保育が必要であると施設長が判断できる場合は、延長保育の対象となります。

## 5. 標準時間認定の人は、誰でも延長保育を利用できるのか。

延長保育の時間帯に、保育を利用する要件のあることが必要です。

# 6.保育標準時間認定(11時間)を受けていれば、どの時間帯であっても11時間以内の利用であれば、保育料の範囲で保育をうけられるのか。

保育標準時間認定であれば、施設が定めた保育時間(11時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

保育短時間認定であれば、施設が定めた保育時間(8時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

# 7. 早朝や夕方にかけて、8時間に満たないような働き方をしている保護者は短時間認定になり、延長保育料がかかるのか。

認定区分は、認定申請の際、保護者の方に短時間認定を希望するかを選択していただき、 福祉保健センターが教育・保育給付認定の基準に照らし合わせ決定します。そのため、その 保護者の方が標準時間認定になるか短時間認定になるかは個別の事情によります。

その上で、短時間認定となり、施設が定める保育時間(8時間)を超える利用がある場合には、延長保育の対象となります。

# 8. 短時間認定の人も全月もしくは11日以上の延長保育の利用は可能か。

利用することは可能です。その場合は施設が設定する保育時間(8時間)を超える時間帯が延長保育となります。なお、働く時間帯の変更など雇用状況が変わった場合は、区福祉保健センターにて教育・保育給付認定内容変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

# 9. 短時間認定の児童が保育時間(11時間)を超える延長保育を利用することはできるのか。

延長保育を利用する要件があれば、保育時間(11 時間)を超える時間帯の延長保育を利用することができます。

なお、雇用状況の変更等により、働く時間帯が変わった場合は、区福祉保健センターにて 教育・保育給付認定内容変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

# 10. 短時間認定の児童が延長保育を使うのはどのような場合なのか。

非定型的な超過勤務、シフト変更等が考えられます。その場合も事前に申し込みが必要であると周知しています。

# 11. 利用者が標準時間認定か短時間認定かはいつ分かるのか。

区福祉保健センターから送付する、施設・事業利用調整結果の書類に記載があります。

# 12. 標準時間認定と短時間認定の切り替えの手続きはどうするのか。

保護者の方に<u>施設・事業所所在区</u>の福祉保健センターで変更の手続きをしていただきます。

## 2 対金について

## 13. 料金設定はどのように行ったらよいか。

ガイドラインの金額を上限とします。その範囲内であれば日割り等の対応をしていただく ことは可能です。 例えば、10 日以内利用について1回(30分あたり)300円という料金設定とした場合、上限は30分あたり850円のため、1回目・2回目各300円、3回目は250円、4回目から10回目までは0円になります。

中計	850 田
4~10回目	田 0
3回目	250 円
2回目	300日
1回目	300 田

# 14. 延長保育料ガイドラインに示されている「30分あたり」とは、どのように考えたらよいか。

30 分単位ごとに、利用日数を考えていただくようにお願いします。

例)開所時間が7:00~20:00、標準時間が7:30~18:30 の施設において、標準時間認定児童が7:30~7:30 の時間帯を5回、18:30~19:00 の時間帯を15 回、19:

00~19:30 の時間帯を2 回利用した場合、

7:00~7:30 850 円 (10 日以内利用)

18:30~19:00 1,700円 (11日以上利用)

19:00~19:30 850 円 (10 日以内利用)

計 3,400 円がガイドライン(上限)の金額となります。

# 15. 開所時間が30分単位でない場合、延長保育料はどうなるのか。

開所時間が30分に満たない場合は30分との割合から按分してください。例えば15分延長の場合、15分あたり月額850円となります。ただし、延長保育従事職員雇用費は15分1単位とする利用実績により助成しているため、開所時間は、0分、15分、30分、45分の15分刻みで設定してください。

なお、利用時間が30分に満たない場合には、必ずしも按分する必要はありません。

# 16. 短時間認定の人の延長保育と、標準時間認定の人の延長保育は同じ料金か。

同じ料金です。30分あたり月額1,700円、30分あたり10日以内850円が上限になります。

## 17. 土曜日の開所時間を11時間未満としている場合に、標準時間認定の児童のお迎えが 開所時間を超えた場合は延長保育料を徴収してもよいのか。

11 時間以内の利用であれば延長保育料は徴収しないでください。その場合の保育時間帯の設定は平日と同じと考えてください。

標準時間認定児童は月~土曜日の 11 時間分の公定価格が適用されているためです。

# 18. 事前に申し込みがなく突発的に最大で利用可能な時間帯を超えた場合、保護者からの費用徴収は可能か。

事前に申し込みがないため、延長保育事業を利用する要件があっても施設長が延長保育の利用を承認した児童ではないので、延長保育事業の対象児童ではありません。

そのため、そのような場合の利用料金を定めており、事前に保護者に周知して理解を得ている場合、利用料金を徴収することは可能です。利用料金の設定は、保育士の人件費相当額等、合理的な積算にしてください。

月数回程度、突発的な利用の可能性がある保護者に対しては、延長保育の事前申し込みをご案内いただき、延長保育料ガイドラインの延長保育料の日割の設定をするなどの柔軟な対応もご検討ください。

# 19. 閉所時刻以降、さらに遅れる保護者からの費用徴収は可能か。

閉所時刻以降の保育は、延長保育事業としての助成対象外です。そのような場合の利用料金の取扱いは各施設で定めてください。実費相当分として各施設で料金を設定し、事前に保護者に周知して理解を得ている場合は徴収可能です。

# 20. 産休明け児等で、午後7時を超えて利用しているが、夕食の提供が適当でなく、ミルクのみの提供等により対応している場合、7,500円を徴収してもよいか。

ガイドラインの上限は7,500 円ですが、1 人あたりの実費額がそれより少ない場合は実費額となります。

# 21. 延長保育料の滞納者に対して、延長保育利用の解除はできるのか。

世帯の状況や滞納の期間等、個々に判断すべき事情も多いので、区役所にご相談いただく 事項ですが、最終的には延長保育利用の解除もやむを得ないと考えております。

# 22. 第1子と第2子が別の保育所等に通っている。きょうだい児減免の対象か。

対象となります。(きょうだい児の考え方は利用料(保育料)と同一の考え方です。) きょうだい区分については、区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

## 23. きょうだい児減免対象者が、副食費徴収免除対象者のうち免除(A)(B)世帯あるいは AB階層世帯の場合、延長保育料はどうなるか。

両制度とも対象となります。

・減免無しの場合との延長保育料の比較

(100%減免) 第2子の場合:(きょうだい児減免 50%)×(A B 階層減免 50%)=25% (75%減免) 第3子の場合:(きょうだい児減免100%)×(AB階層減免50%)=0

減免無し延長保育料 1,700 円の場合の第2子延長保育料

 $1,700~\boxplus\times50\%\times50\%=425~\boxminus$ 

→保護者からの徴収額は 450 円(10 円未満切捨)

## E階層世帯の場合、減免はないのか。 2 4 .

延長保育料の減免はありません。CD階層と同じ取り扱いになります。

## 市外児童の場合、減免はどのように考えるのか。 25.

2号認定児童については、市外児童の居住市町村の保育関係部署へお問い合わせのうえ、 生活保護世帯又は市民税非課税世帯に該当する場合は減免を適用してください。

3号認定児童については、各施設・事業者で、市外児童の保育料負担区分を把握できてい 該当するかどうかによって減免を適用してください。負担区分を把握していない場合は、市 る場合は、その負担区分が横浜市のA・B階層(生活保護世帯または市民税非課税世帯)に 外児童の居住市町村の保育関係部署へお問い合わせください。

## 利用方法について

間食・夕食は自宅で食べるという保護者からは、間食・夕食を提供しなくてもよい 26. Ŕ 児童の健康を考慮し、適宜間食 (おやつ)・夕食を提供することが前提ですが、保護者と 施設との間で合意の上、間食 (おやつ) や夕食を提供しないことはできます。

## 急な残業等により突然申込を受けたものの、食事の用意が対応できないときは食事 を出さなくてもよいか

保護者に食事を出すことができない旨を事前に説明してください。

## 延長保育事業の助成内容について

4

## 開所時間が 11 時間の場合の延長保育事業の助成はどうなるのか。 . 8 8

11 時間開所するための基本的な経費は公定価格に含まれることから、延長保育事業の助 成は、短時間認定の児童が保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用した場合の助成のみで

## 助成額はどのように計算するか。 2 9.

施設に給付される助成額は次のようになります

助成額=①+②-③

- ① 施設の開所時間や職員の雇用状況に応じて算定し施設に給付される「延長保育実施加
- 糠 児童の利用状況に応じて職員を雇用するための「延長保育従事職員雇用費」 (O)
  - 保護者から徴収した延長保育料(間食代・夕食代は含みません。)

## 30. 減免した分は市の助成対象か。

対象です。間食代・夕食代の場合、「AB階層減免費内訳報告書」を請求書と合わせて提 出ください。延長保育料の場合、報告書はありません。

## 31. 延長保育障害児等受入加算の要件について、事前に申し込みがなく、勤務先や移動 手段の関係で突発的に延長になった場合に加算対象になるか

延長保育事業は事前申し込みを原則としており、月 11 日以上の利用申込者を延長保育障 害児等受入加算の対象とします。

## 32. 延長保育障害児等受入加算の要件について、半月以上利用申込者が対象だが、実績 は半月に満たない場合に対象になるか。

あらかじめ職員配置等の対応が必要なことから、事前の利用申込が月 11 日以上であれば 加算の対象とします。

# 33. 「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」は、どのような場合に適用できるのか。(※保育所・認定こども園・小規模保育事業A型に限る)

特例は、**国の配置基準において、**各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な職員数が2人を下回っている時間帯に限り、「子どもの数に関わらず保育士等を最低2人配置する」という要件について、保育士等のうち1人を保育土資格を有しない者(子育て支援員研修(地域保育コース〈地域型保育〉)を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者(※)、家庭的保育者)とすることができます。

(※:「保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者」とは、特例を適用する施設で、 常勤(月160時間以上勤務)換算で保育業務に1年以上(=1,920時間以上)従事し た経験がある者とします。なお、特例による従事を開始した日から1年以内に子育て 支援員研修(地域保育コース(地域型保育))を修了してください。)

なお、延長時間帯の保育は、対象児童の年齢・人数に応じた<mark>市の配置基準に基づき保育土</mark> を配置することとしていますが、上記特例を適用することが可能です。

(※小規模保育事業A型については「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置 に係る特例」を適用すると、「安全な保育を実施するための職員雇用費」は加算対象外となります。)

例1 特例の適用が認められる場合

の1 でのショニールのションの12の30日 必要な職員数は1.4人を四捨五入して、1人となり、特例実施後は、2人のうち1人は保育 土資格を有しない者(子育て支接員研修修了者等)でも配置可能となります。

[参考]市の配置基準 (保育士1人あたり)	ε	4	5	15	24	
必要な保育士数 (①+②)	9.0	0.3	0.3	0.1	0.1	1.4
国の配置基準 (保育士1人あたり) (②)	3	9	9	20	30	
子どもの数 (①)	2	2	2	2	4	12
年齢	0歲児	1歲児	2歲児	3歲児	4-5歳児	

例2 特例の適用が認められない場合 必要な職員数は 1.5 人を四捨五入して、 $2.\Lambda$ となり、この場合は、特例実施後でも、保育士  $2.\Lambda$ の配置が必要となります。

無	<b>子どもの数</b> (①)	国の配置基準 (保育士1人あたり) (②)	必要な保育士数 (①÷②)	[参考]市の配置基準 (保育士1人あたり)
0歳児	2	3	9.0	3
1歲児	2	9	0.3	4
2歲児	2	9	0.3	2
3歲児	3	20	0.1	15
4-5歳児	9	30	0.2	24
	15		1.5	

## 4 実費徴収に係る補足給付事業について【給付対象施設向け】

「実費徴収に係る補足給付事業(以下「補足給付」という。)」は子ども・子育て支援新制度施行に伴い平成27年度から新たに創設されました。

施設・事業者は、日用品、文房具等の購入に要する費用等について、利用者負担(保育料)とは別途、各施設・事業者において実費徴収を行うことが出来ます。この実費徴収額について、低所得世帯(生活保護世帯)を対象に費用の一部を補助する事業として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の一つです。

各施設において実費徴収を行う場合は、制度の趣旨をご理解の上、生活保護世帯の<u>対</u> **象となる方へ下記の内容を案内し、実費分の軽減を行ってください**。

施設から横浜市への請求方法の不明点については、保育・教育給付課市内施設給付担当までお問い合わせください。

## 1 事業概要

- ◆ 事業の対象施設は、給付対象施設です。
- ◆ 補足給付の<u>対象者は生活保護世帯</u>です。(= 1 ・ 2 号認定子どもは副食費徴収免除対象者のうち「免除(A)」、3 号認定子どもは利用者の負担区分が A 階層)
- ◆ 助成金額

教材費・行事費等:基準額(1人あたり月額)2,500円 まで

- ◆ 施設・事業者は、実費徴収を行う際に、基準額分(補足給付額)を軽減して利用者から実費徴収を行います。
- ◆ 施設・事業者は<u>軽減した金額について、毎月の給付費請求の際に横浜市へ請求</u>します。

## <例>

- ・教材費が月額1,500円なら利用者からは徴収せず、1,500円を横浜市へ請求します。(基準額に満たないため)
- ・教材費・行事費合計で月額4,000円なら1,500円を利用者から徴収し、2,500円(基準額)を 横浜市へ、毎月請求します。(基準額を超える部分は本人負担)

## 2 補足給付の対象となる実費徴収費用

補足給付は、実費徴収の対象となるもののうち、**教材費・行事費等**が対象です。行事費等とは、保育・教育の提供に便宜を供するものとされています。

## <補足給付の対象の一例>

補足給付の対象になる	補足給付の対象にならない
教材費、遠足費、制服など	給食費(主食材料費・副食材料 費)、アルバムなど

- ※ 施設・事業者の備品・消耗品は対象になりません。施設・事業者が購入した保育・教育の提供に便宜を供するものに限ります。
- ※ 補足給付の対象の例は、<u>別添QAの問17</u>を合わせてご確認ください。また、その他の詳細事項についても、別添QAをご確認ください。

## 3 請求方法

施設・事業者は対象となる各児童の「補足給付確認書」を記載していただき、保護者に署名をもらいます。保護者から署名をもらった「補足給付確認書」及び実費徴収の内容と金額がわかる挙証資料を毎月15日までに提出してください。

## 4 請求月について

横浜市への補足給付の請求は、実費徴収を行う予定(もしくは行った)日が属する 月に行います。例外については、<u>別添QAの問19</u>をご確認ください。

なお、市に提出いただく補足給付確認書には、保護者から署名をいただく箇所がある ので、請求漏れがないようご留意ください。

※補足給付確認書に不備があった場合、再度保護者に署名をもらう必要があります。 署名をいただく前に、確認書の記載内容を今一度ご確認ください。

(例)

・6月10日に遠足に行き、7月15日に遠足代として2,500円の実費徴収を行った場合、7月分の実費徴収の補足給付として補足給付確認書を作成し、横浜市へ2,500円の請求を行います。

## 5 挙証資料について

挙証資料は、<u>請求物品等名称・金額・実費徴収予定(実施)月が明記されているものを提出してください。</u>対象保護者は補足給付分の実費徴収が軽減となり、補足給付分の請求書は存在しないため、対象保護者以外に配布した請求書(提出時個人情報部分は黒塗り)や園だより、重要事項説明書等、確認できるものを提出してください。

## 6 HPの掲載場所

補足給付のHPの掲載場所は、横浜市トップページから事業者向け情報→業種分野別から選ぶ「子育て」→子ども・子育て支援新制度への移行案内→事業者の皆さまへ→「請求事務について」のページはこちら→各種様式について、の順にお進みください。

事業種別を選択すると、補足給付確認書やその記入例、QAが掲載されていますので、ご確認いただき請求してください。

## <URL>

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/

実費徴収を行っている
「免除(A)」又は「A階層」の児童が在園している
→全て該当する場合は、
補足給付事業をご利用ください!

## 補足給付事業【給付対象施設向け】QA

## (1) 補足給付事業とは、どのような事業をいうのか。

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、地域子ども・子育て支援事業の1つで、新たに制度化された事業です。

国が定める公定価格やその他横浜市が支給する助成金等に含まれないもので、日用品・文房具等の購入に要する費用について、市町村の定める利用者負担額とは別に各施設事業者が実費徴収を行うことが出来ることとされています。この実費徴収額について、生活保護世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

## (2) 補足給付の対象者は

対象者は、1号及び2号認定子どもは副食費徴収免除対象者のうち「免除(A)」、3号認定子どもは利用者負担区分階層が「A階層」にそれぞれ該当する、生活保護世帯の児童です。 区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

## (3) 助成される金額はいくらか

教材費・行事費等の基準額は一人当たり月額 2,500 円に設定されており、この基準額を上限に助成します。

## (4) 保護者が支払う金額すべてが対象となるのか

対象となる費用は、実費徴収額のうち、教材費・行事費等です。

## [参考] 実費徴収できるものについての条例上の根拠

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (平成 26 年条例第 48 号)

## 第13条4項

特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。)に要する費用
- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども77,101円
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700 円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては77,101円)

- イ 次の(ア) 又は(イ) に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア) 又は(イ) に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。)
- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ)法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

## (5) 給食費(主食費・副食費)は補足給付の対象になるのか。

給食費(主食材料費・副食材料費)は補足給付事業の対象になりません。

## (6) PTA会費や保護者会費も含まれるのか

含まれません。

PTAや保護者会の運営に要する費用については、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用ではなく、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の規準に関する条例(平成26年条例第48号) 第13条第4項の規定による費用に該当しないため、実費徴収に係る補足給付事業の対象となる実費徴収額には含まれません。

## (7) 補足給付確認書のほかに添付書類(挙証資料)は必要か

補足給付対象の請求物品等名称・金額・実費徴収予定(実施)月が明記されている書類が必要です。また、月割りでの請求をする場合も、総額が分かるように金額が確認できる書類を送付してください。

## [例]・対象保護者以外に配布した請求書

※対象保護者以外個人情報については、黒塗りするなど見えない状態で提出してください。

## ・園だより、重要事項説明書等、実費徴収の内容がわかるもの

# (8) 制服代や遠足代等、1年の中で金額に偏りがあるが、複数月で割ることは可能か

事業者の判断により、①一括で請求することも、②複数月で割ること(分割)も可能です。 ---- 『四』か四、 ②分割で請求する場合は12か月で割るのではなく、原則最短期間で請求が終わるように計算してください。また、QAの問18と同じ考え方で、実費徴収日(口座引き落とし日)が属する月が分割の開始月になります。

なお、補足給付事業の制度を踏まえ、対象保護者の負担軽減をご配慮のうえ請求していた だきますようご留意ください。

## 【例】 制服代12,000円の実費徴収

- ① 制服代12,000円全額を4月に実費徴収する場合
- 補足給付額は上限金額である 2,500 円、保護者負担金額は9,500 円
  - )制服代12,000円を複数月で割って実費徴収する場合
- ・4~7月までは上限金額2,500円の実費徴収
- (4か月×2,500円=10,000円。補足給付上限額の請求となります。
  - ・8月は2,000円の実費徴収
- ・すべての月で保護者負担金額は0円

## (9) 何年かにまたがって分割することは可能か

最長でも年度内(最大12か月)の中で補足給付と実費徴収の清算を行ってください。 なお、例として、35,000円の教材費等の実費徴収があった場合、上限金額2,500円×12か 月=30,000円となり、5,000円の残金が生じてしまいますが、翌年度の請求に回すことはできません。この場合、5,000円は保護者負担金額としてください。

# (10) 「補足給付確認書」の補足給付額・保護者負担額③~④の計算方法が分からない

補足給付額の上限金額より実費徴収額が低い場合は、実費徴収額が補足給付額となります。 また、保護者負担額は実費徴収項目の合計金額から補足給付額を引いた額であり、マイナス にはなりません。

以下で、例を示します。

## [例]

- 教材費等(a)3,000円の場合
- 補足給付額⑤は2,500円、保護者負担額(②-⑤)は500円(=3,000円-2,500円)
  - 教材費等(3),000円の場合

補足給付額⑤は1,000円、保護者負担金(®-⑥)は0円(=1,000円-1,000円)

## (11) 代表者名は理事長名・園長名のどちらを書けばいいか

どちらの名前を書いていただいても問題ありません。

## (12) 補足給付の請求ソフトではどの項目に該当するか

「その他」が該当の項目です。該当児童の請求明細書(児童)に補足給付額(「補足給付確 認書」の⑤欄の額)を入力してください。

# (13) 年度途中に退所した児童の補足給付はどうなるか。残りのお金は保護者からもらえないのか

分割で実費徴収を払っていた場合、最終月に残りの実費徴収額全額の支払いを保護者に依頼してください。その際の補足給付額は上限金額(2,500円)の支払いとなります。

# (14) 年度途中で副食費徴収免除制度の区分及び保育料の階層が変わった児童の給付はどうなるか

副食費徴収免除制度の区分が「免除(A)」から「免除(B)」「免除」「ー」に変わった児童及び、保育料の階層がA階層からB・C・D階層に変わった児童は、(13)と同様です。最終月に残りの実費徴収額全額の支払いを保護者に依頼してください。

また、「免除(B)」「免除」「一」から「免除(A)」に変わった児童及び、B・C・D階層からA階層に変わった児童に対しても当該月から補足給付をお支払いします。途中入所であっても給付対象です。

## (15) 月途中に退所した児童の補足給付は日割り計算するのか

日割り計算はしません。途中退所、「免除(A)」から「免除(B)」「免除」「一」へ、あるいはA階層からB・C階層へ、「免除(B)」「免除」「一」から「免除(A)」へ、あるいはB・C階層からA階層へ変更した場合でも補足給付のお支払いをします。

## (16) 補足給付確認書はコピーして保管する必要があるか

補足給付確認書を2部コピーしていただき、原本は市に送ってください。コピーしたものは、施設・事業者と保護者で保管していただくようお願いいたします。施設・事業者側では5年間保管してください。

## (17) 補足給付の対象となるものは具体的にどういうものか

補足給付は、実費徴収の対象となるもののうち、教材費・行事費等が対象です。教材費・行事費等とは、保育・教育の提供に便宜を供するものとされています。具体的には例示を参考にしてください。

## 【参考】給付の対象

- ・施設・事業者の備品や消耗品は対象にはなりません。
- ・施設・事業者が「指定して保護者が購入した物品」は対象になりません。
- ・施設・事業者が購入した「保育・教育の提供に便宜を供するもの」に限ります。

## 補足給付の対象の例

17 47	8. 社会   - + - 7.	実費徴収の対象となるが
無におい	#  圧枯い ひ刈氷   パもの	補足給付の対象にならない
スモック	お道具箱	写真
粉 本	文具セット	アルバム
寝具代	ワークブック	1・2号認定子どもの給食代
教材費	ジーグ	(主食材料費·副食材料費*)
オルガン・カスタネット	歯ブラン	※副食費徴収免除対象者の副食材料費(副食費徴収
衣類	英語教材	免除加算の対象となるもの)は実費徴収の対象外
ゴム印	オムツ(処理代含む)	
IDカード(追加分)	制服•体操着	
名札	宿泊行事費	実費徴収の対象にならない
防災頭巾	展覧会見学費	施設整備寄付金
防災靴	保育参加給食費	PTA会費
クレパス	遠足積立金	ルードフシスソ 챜
ውስ	送迎費	英語レッスン料
はさみ	駐車場利用料	延長保育料
鉛筆	保育園外保育代	一時預かり保育料
マーカー	布団洗濯代	3号認定子どもの給食代
自由画帳	共済掛け金	(主食材料費・副食材料費)
連絡帳	災害給付制度加入 等	

# (18) 行事実施日と実費徴収日(口座引き落とし日)が異なる月の場合、どちらの月の補足給付として請求するのか。

実費徴収目(口座引き落とし日)が属する月の補足給付として請求する必要があります。 補足給付は実費徴収に対して発生するためです。

- 例)4月に遠足を実施し、6月に集金した場合。
- →6月分の実費徴収に対する、6月分の補足給付となります。

# (19) 当該年度に使用するものの実費徴収について、前年度3月、もしくは翌年度4月に実費徴収している場合、補足給付の対象にできないか。

当該年度に使用するものの実費徴収のなかで、当該年度外に実費徴収せざるを得ないものに関してのみ、当該年度内の最も近い月に合計して補足給付の請求ができます。そのため、前年度3月に実費徴収を行う場合は当該年度の4月分、翌年度の4月に実費徴収を行う場合は当該年度の3月分の補足給付として請求します。

# (20) 年度内に請求漏れが発生した場合は、どのようにすればよいか。

年度内に請求漏れが発生した場合は、該当月の補足給付を請求していただく必要があります。その場合は、 (1) の挙証資料の日付をご確認いただき、当該月の補足給付を請求することができます。

なお、市に提出いただく補足給付確認書には、保護者から署名をいただく箇所があるので 請求漏れがないようご留意ください。



横浜市長

補足給付確認書

囱

施設名称 住所

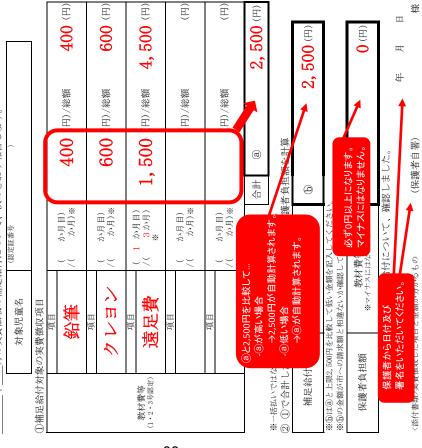
Ш

Щ

#

代表者名

月の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。 #



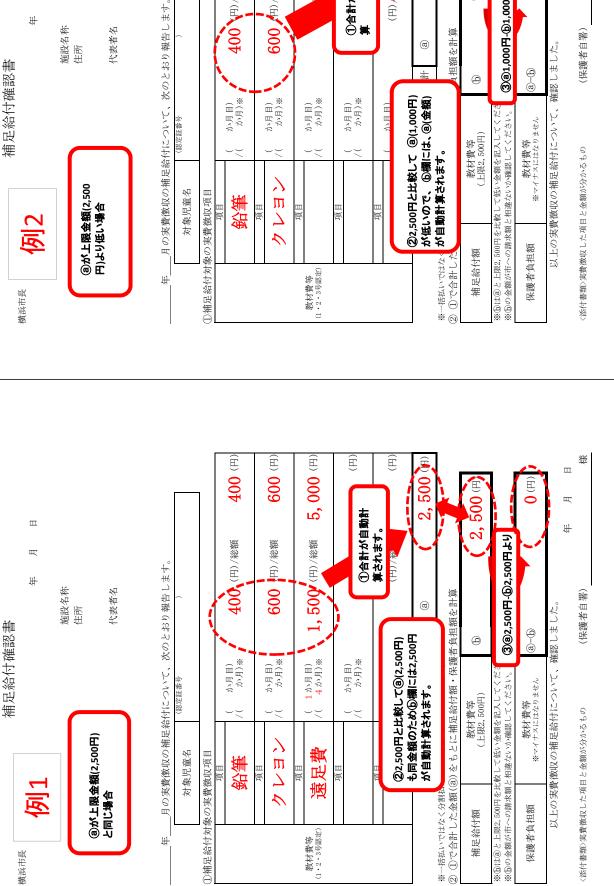
0(円) Ш (円)/総額 (円)/総額 (円)/総額 (円)/総額 (円)/総額 щ 月の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。 # 施設名称 住所 代表者名 (a) 補足給付確認書 华 か月目) か月)※ か月目) か月)※ か月目) か月)※ か月目) か月)※ か月目) か月目)※ (認定証番号 対象児童名 ①補足給付対象の実費徴収項 項目 教材費等 (1・2・3号認) 第1号様式

※一括払いではなく分割払いにした場合に配入してください。② ①で合計した金額(③)をもとに補足給付額・保護者負担額を計算

(田)0	a —D	教材費等※マイナスにはなりません	保護者負担額
	c°	※⑥は⑥と上限2,500円を比較して低い金額を記入してください。 ※⑥の金額が市への請求額と相違ないが確認してください。	<ul><li>※⑥は@と上限2,500円を比</li><li>※⑥の金額が市への請求額。</li></ul>
0(円)	9	教材費等 (上限2,500円)	補足給付額

以上の実費徴収の補足給付について、確認しました。

(保護者自) 〈添付書類〉実費徴収した項目と金額が分かるもの



 $\widehat{\mathbb{H}}$ 

①合計が自動計 算

か月目) か月)※

 $(\mathbb{H})$ 

(H)

か月目)

(H)

総額

か月目) か月)※

400 (H)

(円)/総額

400

か月目) か月)※

Ш

皿

#

補足給付確認書

第1号様式

第1号様式

施設名称

住所

代表者名

(H) 009

(田)/総額

009

か月目) か月)※

颒

(保護者自署)

Ш

Щ

#

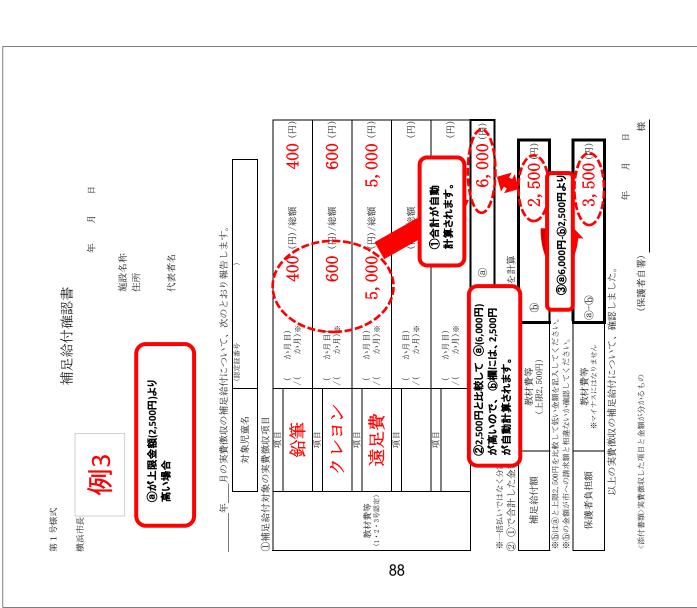
(H)

381,000H-61,000Hより

担額を計算

9

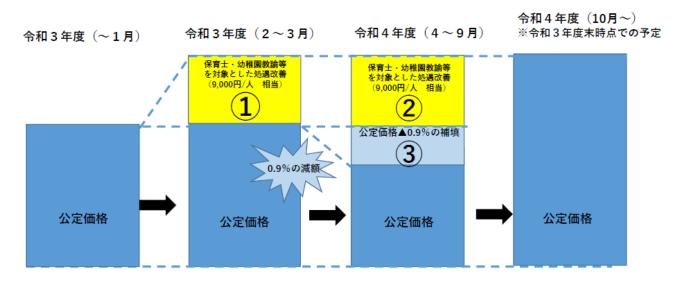
(a)



## 【参考1】教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げ(3%賃上げ助成)について

いわゆる「3%賃上げ助成」とは、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、 賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円) 引き上げるための助成です。本助成金は、令和4年2月~9月分を対象としており(図1①~ ③)、10月分以降は、令和4年度人事院勧告の内容を踏まえた対応を予定しています。 ※令和3年度人事院勧告に伴う公定価格の減額改定が、令和4年4月から実施されます。こ の影響を反映しないで、賃金水準を保つために、本助成では、3%賃上げ助成分(図①、②) に加えて、国家公務員給与改定対応部分(図1③)を加味して助成額を算出しています。

## 【図1】公定価格部分



これに加えて、横浜市では、向上支援費の人件費部分に相当する職員配置加算、職員配置加算(休日)、ローテーション保育士雇用費、安全な保育を実施するための職員雇用費も横浜市独自で助成します。公定価格部分同様、令和4年2月~9月分を対象としています。単価は、公定価格の変動を踏まえて設定しています。

## 【参考2】給付費の額の通知について【幼稚園・認定こども園・地域型保育事業のみ】

私立保育所以外のすべての給付対象施設・事業者は、「横浜市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に基づき、教育・保育給付認定保護者に対し、給付費の額を通知しなければなりません。給付費の額の通知については、1年分をまとめて通知することも可能となっております。

通知例等については、下記HPに掲載がございますので適宜ご確認ください。

「平成 28 年 4 月 14 日付 『法定代理受領にかかる施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について (周知)』

 $\langle URL \rangle$ 

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html

なお横浜市作成の請求明細作成ソフトでは以下の帳票を作成できますのでご活用ください。 (横浜市請求明細作成ソフトマニュアルより抜粋。)民間企業作成の請求明細作成ソフトについては各事業者にお問い合わせください。

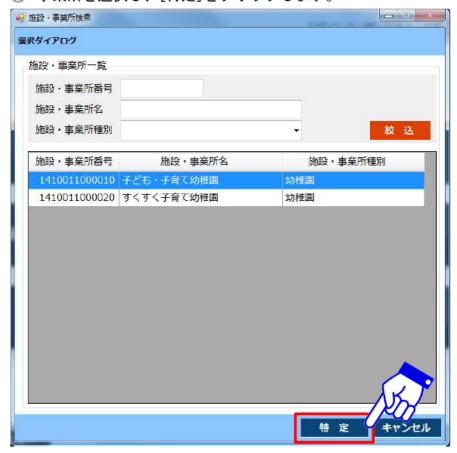
## 【各児童の実績を通知する場合】

## 8-3 給付額通知書の印刷

① 帳票メニューから[給付額通知書(利用者向け)]をクリックします。



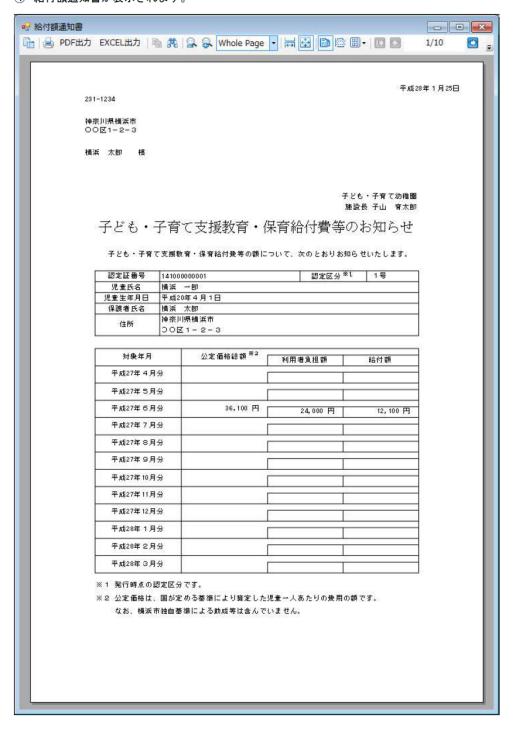
② 事業所を選択し、[特定]をクリックします。



③ 対象年月を選択し、[検索]をクリックして印刷対象データを表示します。その後、印刷を行う対象データのチェックボックスにチェックを付け、[印刷]をクリックします。



## ④ 給付額通知書が表示されます。



## 【月別の実績を通知する場合】

## 8-5 月別請求実績表の印刷

① 帳票メニューから[月別請求実績表]をクリックします。



② 事業所を選択し、[特定]をクリックします。



③ 対象年月を選択し、帳票印刷の場合は[印刷]を、CSV 出力の場合は[CSV 出力]をクリックします。



④ 【[印刷]クリック】月別請求実績表が表示されます。



⑤ 【[CSV 出力] クリック】 ファイル名と保存場所を設定し[保存] をクリックすると、月別請求実績表 CSV ファイルが出力されます。

